

湖南省人權綜合計画
(最終案)

令和 4 年 月

湖 南 市

目 次

1. 計画の趣旨	1
(1) 計画策定の趣旨	
(2) 計画の性格	
(3) 計画の期間	
2. 現状と課題	
(1) 社会的な現状と課題	3
(2) 市民実態調査（2019年実施）に見られる現状と課題	5
3. 計画の基本的な考え方	
(1) 基本理念	7
(2) 基本理念に基づく3つの方向性	8
(3) 重視すべき視点	10
(4) 4つの基本目標（めざす姿）	11
4. 重点施策と取組の方向	
(1) 人権教育の推進	13
① 園・学校における人権教育の推進	
② 生涯学習における人権教育の推進	
(2) 人権意識の普及	18
① 啓発活動の推進	
② 人権研修の充実と推進	
(3) 連携・協働による取組の推進	21
① 市民、事業者の参加の促進	
② 関係団体、関係機関との連携・協働の促進	
(4) 地域福祉の取組の推進	23
① 市民の社会参加への支援の促進	
② 人にやさしいまちづくりに向けた取り組みの推進	
(5) 相談・救済・支援の充実	27
① 人権侵害の発見や防止体制の確立	

- ② 相談・救済・支援体制の充実
- ③ 関係機関・団体等とのネットワーク化

5. <u>主な人権課題への</u> 分野別施策	29
(1) 部落差別	29
(2) 女性（男女共同参画）	33
(3) 子ども	36
(4) 高齢者	40
(5) 障がいのある人	43
(6) 外国人	47
(7) 感染症、患者	50
(8) 性の多様性	52
(9) インターネットと人権	55
(10) 災害時の人権	57
(11) 個人情報の保護	58
(12) さまざまな人権の尊重	59
6. 総合的な施策の推進	63
(1) 庁内における推進体制	
(2) 市民との協働による施策の推進	
(3) 関係機関・団体との連携	
(4) 進行管理および見直し	
施策体系図	64
用語説明	66
湖南省のあらゆる差別撤廃と人権擁護を目指す条例	68
湖南省人権擁護審議会規則	70
湖南省人権擁護審議会委員名簿	72

1 **1. 計画の趣旨**

2 **(1) 計画策定の趣旨**

3 湖南省では平成 16 年（2004 年）に「湖南省のあらゆる差別撤廃と人権擁護を
4 目指す条例」を制定し、すべての市民の人権擁護施策を進めています。また、平成 17
5 年（2005 年）には「湖南省人権尊重都市宣言」を行い、一人ひとりの基本的人権を
6 尊重し、あらゆる差別のない心のかよひあう明るいまちの実現をめざしています。

7 この条例の具体化を図るため、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第 5
8 条の規定に基づき、**「湖南省のあらゆる差別撤廃と人権擁護を目指す条例」の具体化**
9 **を図るものとして**平成 21 年（2009 年）「湖南省人権擁護総合計画」を策定しました。

10 また、同年に「湖南省同和対策基本計画」を、平成 22 年（2010 年）に「湖南省人権
11 教育推進計画」および「湖南省人権・同和福祉計画」を策定し、これらの計画を基に
12 部落差別問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人などに関す
13 る人権課題の解決に向けた施策を推進してきました。

14 このたび、「湖南省人権擁護総合計画」、「湖南省同和対策基本計画」、「湖南省人権教
15 育推進計画」、「湖南省人権・同和福祉計画」の計画期間が終了したため、これまでの
16 計画の理念を受け継ぐとともに現在のさまざまな人権課題の状況および社会情勢の
17 変化、法令等の整備に対応するため、これらを統合し新たに「湖南省人権総合計画」
18 を策定することとします。

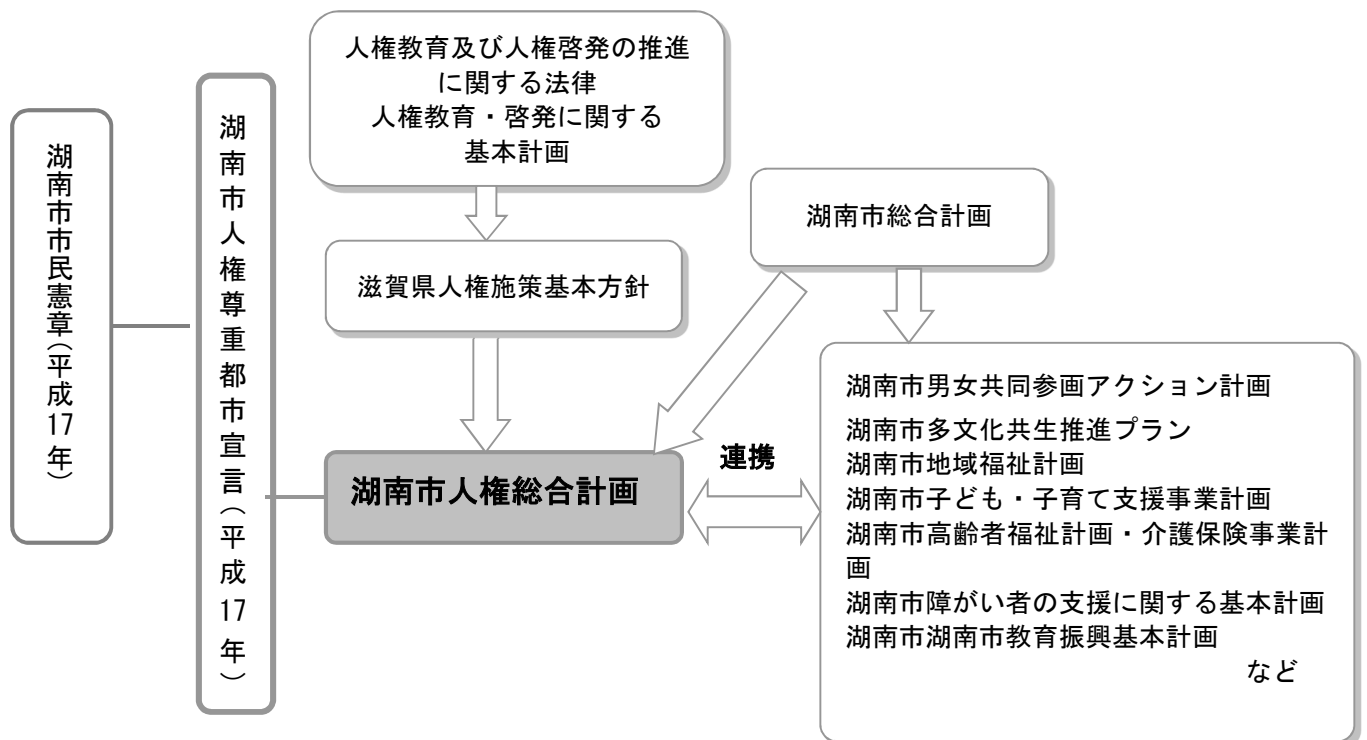
19
20
21
22
23
24
25
26
27

1 (2)計画の性格

◆「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に規定される地方公共団体の責務として、市が人権教育・啓発を総合的、計画的に推進するための計画です。

◆国の「人権教育・啓発に関する基本計画」および「滋賀県人権施策基本方針」の趣旨を反映し、「湖南省のあらゆる差別撤廃と人権擁護を目指す条例」の具体化を図るための行動計画です。

◆この計画は、湖南省の施策の最上位計画である「湖南省総合計画」をはじめ、本市が策定する他の計画のめざす方向と合致し連携した計画として策定しています。



29 (3)計画の期間

令和4年度(2022年度)から令和13年度(2031年度)までの10年間の計画とします。また、社会情勢の変化等により必要な場合、見直しを行います。

1 2. 現状と課題

2 (1)社会的な現状と課題

3 人権に関連した法律・制度等の整備

4 わが国では昭和 22 年（1947 年）に「日本国憲法」が施行されて以来、「民法」改
5 正や「教育基本法」「障害者基本法」「高齢者対策基本法」「男女共同参画社会基本法」
6 等を施行するとともに、「国際人権規約」など人権に関する諸条約を締結し、国際社会
7 の一員として人権への取組を強化してきました。

8 近年では、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、
9 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律
10 （ヘイトスピーチ解消法）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推
11 進法）」、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関す
12 る法律（アイヌ新法）」等、人権をめぐる法律が相次いで制定・施行されています。ま
13 た、平成 17 年（2005 年）から国連によって開始された「人権教育のための世界計
14 画」は、令和 2 年（2020 年）から第 4 フェーズとなり、包摂的で平和な社会づくり
15 に向け、平等、人権と非差別、包摂と多様性の尊重に関する教育や研修を、若者を重
16 点対象として実施していくこととなりました。そして、世界的な取組である SDG s の
17 内容は、すべて人権と深く関わっており、発展途上国だけでなく、先進国もその実現
18 に取り組むこととなっています。こうした法律や制度に対する市民の認知度を高め、
19 市民的権利を適切に行使できるよう、サポート体制の充実とともに教育・啓発を充実
20 させていくことが必要です。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGs について

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称。2015 年の国連サミットで採択され 2030 年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標。「17 の目標」と「169 のターゲット（具体目標）」で構成され地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。湖南市は「2020 年度 SDG s 未来都市」に選定された。

1 **新型コロナウイルス感染症等による新たな課題**

2 感染症への偏見や差別は、ハンセン病患者等や HIV 感染者に対して起こっていた
3 ことを受けて、平成 10 年（1998 年）「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療
4 に関する法律」が制定され、感染症の患者等の人権が損なわれないよう教育と啓発に
5 努めることが国及び地方公共団体の責務と明記されています。しかしながら、新型コ
6 ロナウイルス感染症の拡大に伴い、感染者やその家族、医療従事者、宅配業者などに
7 対する差別が起きました。

8 その背景には 忌避意識※、排除意識が存在し、部落差別問題などさまざまな差別問
9 題との共通性も見えてきます。さらに、新型コロナウイルス感染症による生活などへ
10 の影響は、非正規雇用、外国人世帯、ひとり親家庭など、社会的に不安定な立場にあ
11 る人たちにより大きく現れるなど、格差の問題も浮き彫りにしています。また、家で
12 過ごす時間が長くなることで、DV や虐待など、家庭内での暴力の増加や深刻化も問
13 題となりました。無理解や偏見、差別、排除をなくすための人権教育や啓発のあり方
14 を模索していくとともに、生活に困難を抱える人などへの支援を進めるための相談体
15 制の強化が必要です。

16 17 **災害時における人権の確保**

18 災害時は、人権課題が顕在化しやすく、高齢者、障がいのある人、女性、子ども、
19 外国人など、いわゆる災害弱者と言われる人々は、その困難を受けやすくなります。
20 災害は、自然現象（自然要因）と、それを受け止める側の社会のあり方（社会要因）
21 によりその被害の大きさが決まると考えられており、被害を小さくするためには、社
22 会要因による災害時の困難を最小限にする日ごろからの取組が重要となります。

23 24 **ひきこもりなど生きづらさを抱える人への包括的支援**

25 80 歳代の親と 50 歳代のひきこもりの子どもの家庭が孤立し、生活が立ち行かな
26 くなる「8050 問題」が、社会的問題となっています。ひきこもりは、すべての年代
27 や性別に共通する問題でもあります。さまざまな生きづらさを抱える人が、個性と能
28 力を発揮しながら自立した生活を送れるよう相談・訪問・就労支援等の体制づくりを
29 進めるとともに、長期的な視点に立った支援が必要です。

30
31

1 (2)市民実態調査(2019年実施)に見られる現状と課題

2 生涯を通じた人権学習の機会提供

3 令和元年(2019年)に実施した「湖南省人権に関する市民実態調査」(以下「市民
4 実態調査(2019年実施)」という。)によると、6割の人が過去5年の間、人権に関
5 する講演会や研修会に参加したことがないと回答していました。人権研修に参加する
6 にあたって「壁」があるのであれば、それをなくすための工夫が必要です。

7 「義務教育課程における人権教育の経験」については、若い世代ほど人権教育を受
8 けた割合が高くなっています。ただし、同和対策に関する特別措置の失効(2002年)
9 から、部落差別解消推進法制定(2016年)までの15年間、どのような人権教育を
10 義務教育で受けてきたのかは自治体によって異なり、同年代でも出身地によって人権
11 教育の経験が異なることも考えられます。

12 13 他者の権利と自己の権利双方を尊重する環境づくり

14 人権侵害は、自分よりも身近な人が受けることで、その行為が人権侵害であること
15 に気づく傾向が見られました。言い換えれば、他者の権利と自己の権利の意識にずれ
16 が生じているということになります。自己の権利に無自覚であることは、他人の権利
17 への無自覚につながりかねません。市民一人ひとりがそうしたことに気づくことが、
18 自他の権利を尊重することにつながります。

19 20 行政や企業の取組や対応への意識をカタチへ

21 女性、子ども、高齢者、障がいのある人、被差別部落出身者、外国人といった社会
22 的弱者になりやすい人々の人権問題を解決するために、行政や企業の取組をどうする
23 べきか尋ねた項目について、取組の充実を望む意見は、男性より女性のほうが、また、
24 年代別では高齢者より現役世代のほうが多い傾向にありました。

25 性別や年代によって、取組への関心度は異なりますが、人権問題は誰にとっても関
26 わりがあるものです。行政や企業は、いかに多くの市民や団体を巻き込んで取組や対
27 応をカタチにしていくかを考える必要があります。

1 **多様な価値観を認め合えるインクルーシブ※な社会をめざして**

2 人権課題に対する取組項目と、身近に当事者がいる人・いない人をクロス分析した
3 結果、身近にさまざまな背景や立場の人がいることで、他者の権利を尊重するととも
4 に人権問題への意識が高まる傾向が見られました。人には（自身も含め）さまざまな
5 背景や立場があることを理解し、自身の権利とともに他者の権利も尊重し、社会をよ
6 くする取組や対応を市民が豊かに関わりあう中でつくっていくことが大切です。

7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31

1 3. 計画の基本的な考え方

2 (1)基本理念

3 市民一人ひとりが人権感覚を高め、お互いを認め合う人権尊重のまちづくり

4

5 湖南省総合計画において、本市のまちの将来像を「ずっとここに暮らしたい！
6 みんなで創ろう きらめき湖南」としています。その実現に向けて、まちづくりの
7 6つの目標を掲げ、人権分野においては、「みんなで共に進めるしくみをつくろう
8 ～人権尊重と自立・自助、共助のまちづくり～」をめざし、その施策の柱の一つと
9 して、「すべての人の人権尊重の推進」を掲げています。人権施策推進体制の充実を
10 はじめ、人権尊重のための教育や啓発、人権施策の推進、相談体制の充実など、ノ
11 ーマライゼーション※の視点に立ちながら人権意識の高揚を基本として、市民一人
12 ひとりの人権が尊重される社会の実現を図ります。

13 そのためには、市民、地域、学校、企業・事業所、行政が一体となった市民参加
14 のまちづくりをそれぞれの役割分担のもとに推進していくことが重要です。障がい
15 のある人、外国人、被差別部落出身者など社会的に弱い立場に置かれた人と体験を
16 共にし、お互いを理解し、共に学ぶことで、人権感覚が磨かれます。

17 市民一人ひとりが自分の人権のみならず、他人の人権についても正しく理解し、
18 人権を相互に尊重しあうこと、即ち人権尊重の意識が根づいた地域社会の構築をめ
19 ざします。SDGsが示すように、人権尊重は世界共通の行動基準であることを踏ま
20 え、市民が生涯を通じて、日常生活の中で人権尊重の理念に対する理解を深め、こ
21 れを行動につなげられるような人権感覚の醸成^{じょうせい}を図ります。

22 このため、本計画では、「市民一人ひとりが人権感覚を高め、お互いを認め合う人
23 権尊重のまちづくり」を基本理念とします。

24

1 (2) 基本理念に基づく3つの方向性

3 ①「はぐくむ」人権意識の醸成^{じょうせい}と人権文化の確立

4 人権問題は多様化しており、日常生活のさまざまな場面に現れます。家庭、地域、
5 園・学校、職場など、場面ごとに生じる人権問題の内容は異なります。また、被差
6 別部落出身者、子ども、女性、障がいのある人、高齢者、外国人などの人権課題は
7 その立場によってさまざまで、複合的な課題を持つ人も少なくありません。

8 市民一人ひとりが人権に関する基本的な知識や考え方を身につけ、日常の暮らし
9 のなかに人権尊重の意識と行動が定着した人権文化の確立をめざし、場面や人権課
10 題に応じた人権教育、学習機会の提供と人権啓発を実施することにより、人権意識
11 の醸成^{じょうせい}を図ります。

13 ②「つくる」差別撤廃と人権尊重のまちづくり

14 個人を取り巻く環境は、その人が持つ人権問題への意識に対して少なからず影響
15 を与えます。例えば、身近にどのような背景を持つ人がいるのか、どのような人権
16 教育や啓発に触れてきたか、自身が差別を受けた経験があるのかなどによって、人
17 権に対する認識は変わっていきます。自身も含め、人にはさまざまな背景や立場が
18 あることを理解することは、自身の権利を尊重するとともに他者の権利も同様に尊
19 重することにつながります。

20 地域総合センターなどにおいて、さまざまな背景や立場がある地域の人が交流し、
21 隣保事業※や教養・文化活動、広域的な交流活動の一層の充実を図ることで、「あら
22 ゆる人が孤立したり、排除されたりしないよう援護し、社会の構成員として認めら
23 れ、支え合う」インクルーシブ※なまちづくりをめざします。関係機関の連携と市
24 民参加を進め、それぞれの個性や違いを尊重し、市民一人ひとりが自立した人間と
25 しての尊厳が保たれ、個性と能力が十分発揮できる、差別や偏見のない地域社会づ
26 くりをめざします。

1 ③「まもる」人権擁護の実現

2 人権を侵害される等の問題に直面している人は、その解決のためにさまざまな情
3 報や支援を必要としています。しかし、現状では生活環境や障がい、言語などが障
4 壁となり、相談に来づらい状況にある人たちもいます。見えづらい人権侵害の実態
5 が可視化され、社会的課題として、地域課題の発見・把握ができるよう、アウトリ
6 ーチ※活動、調査・研究活動などにより、誰もが相談しやすい環境を推進します。ま
7 た、職員のスキルアップや専門性のある人材の育成も含め、相談に適切に対応でき
8 る体制を整備していく必要があります。

9 あらゆる差別の解決、困難な状況に置かれている人への重層的な支援など、地域
10 の実情に応じた取組を行うとともに、市民への情報提供を行うなど、人権を「守る」
11 施策の展開を図ります。

12

13 地域総合センター（隣保館※）とは

14 地域社会で福祉の充実や人権啓発と住民交流の拠点として、生活上の相談事業や人権課
題解決のための事業を総合的に行うコミュニティセンターのことです。

地域総合センター（隣保館※）での隣保事業※

隣保事業※は社会福祉法第2条11項に、「隣保館※の施設を設け、無料又は、低額な料金
でこれを利用させる等、その他その近隣地域における住民の生活改善及び向上を図るため
の各種の事業」と定められています。

さらなる事業の推進を図るため、「隣保館設置運営要綱」が平成14年から施行され、基
本事業を行うほか、地域の実情に応じて特別事業を行うものとされています。

基本事業とは、(1)社会調査及び研究事業（地域住民の生活の実態を調査し、その生活向上
を図るために必要な事業を研究する事業）(2)相談事業（地域住民に対して、生活上の相談、
人権に関わる相談に応じて適切な助言指導を行う事業）(3)啓発及び広報活動事業（4）地域
交流事業（地域住民を対象とした各種クラブ活動、レクリエーション、教養文化活動等地域
住民の交流を図る事業）(5)周辺地域巡回事業(6)地域福祉事業です。特別事業は、(1)隣保
館デイサービス事業(2)地域交流促進事業(3)相談機能強化事業です。

1 **(3) 重視すべき視点**

2 **① あらゆる分野への人権尊重の視点の反映**

3 すべての市民の基本的な人権は憲法第 11 条により保障されており、憲法第 13 条
4 により幸福追求の権利を有しています。市民の生命とくらしを守ることが、市の責
5 務であり、あらゆる施策に人権尊重の視点を反映させていくとともに、職員一人ひ
6 とりの人権意識を高めることが重要です。

7
8 **② 人権侵害や人権擁護を複合的な視点で捉えた取組の推進**

9 人権侵害を受けている人や困難を抱えている人は、さらに「被差別部落の出身
10 である」「女性である」「子どもである」「障がいがある」「高齢である」「外国人で
11 ある」などの理由が重なることで、より深刻な状況に陥りやすい傾向にあると考
12 えられる。このような場合には、1つの課題への対応だけでは根本的な解決に
13 至らないことが予想されるため、多面的、複合的に課題を捉え、取組を進めるこ
14 とが重要です。

15
16 **③ 新たに生じる問題への迅速で柔軟な対応**

17 新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害のように新たな問題が突如現れ
18 たり、従来からあった人権課題のあり様が以前と違う形で新たに現れたりするこ
19 とがあります。このように、時代によって変化していく人権課題に対応すること
20 が重要です。

21

22

23

1 (4) 4つの基本目標 (めざす姿)

2 ① 豊かなつながりと人権感覚をはぐくむまちづくり

3 「市民実態調査(2019年実施)」においては、およそ6割の人が「過去5年間人
4 権に関する講演会や研修会へ参加したことがない」と回答していましたが、大人に
5 なっても人権について学び続けることは重要です。学びを通して、自己の権利や権
6 利の行使について認識を深め、権利の主体としての意識を持ち、差別をなくす主体
7 となり得るからです。

8 インターネット上での差別書き込み、メディアによる差別記事、個人情報の流出、
9 新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害など、新たな問題も現れています。
10 市民一人ひとりが人権感覚を磨くため、生涯を通じて人権について学び続けられる
11 まちづくりをめざします。

12 ② 差別や偏見のない、包摂と多様性を尊重した共生のまちづくり

13 多様性に富んだ社会ほど、人権意識が高まる傾向にあることが「市民実態調査
14 (2019年実施)」の結果から明らかになりました。湖南省には外国にルーツのある
15 市民も多く生活しています。多様な文化的背景のある市民との交流により地域社会
16 が豊かになる一方、習慣や文化の違いから摩擦が生じることもあります。また、障
17 がいのある人、認知症の人、ひきこもりの人など、周囲の理解が不十分なために、
18 一層の生きづらさを感じている人がいます。その人が持つ特性を「多様な特性」と
19 して尊重し、マイノリティ(少数派)である人々も一緒に活躍できる、多様性を生
20 かした共生のまちづくりをめざします。

21 ③ 協働による人権尊重のまちづくり

22
23 子どもや女性、高齢者などへの虐待の通報件数が増えています。被害者の発見や
24 支援については、学校・園、民生委員・児童委員、人権擁護委員、関係機関等の協
25 力により進めていますが、地域コミュニティによる協働、広域での連携・協力の充
26 実が必要です。市と市民が相互に関係を構築し、地域コミュニティ、学校・園、企
27 業・事業所、NPOなどと交流の機会を増やし、だれもが参画できるような人権尊重
28 のまちづくりをめざします。
29
30

1 **④ だれ一人取り残さないまちづくり**

2 困りごと、悩みを抱える人は、複数の課題を抱えている場合も多く、相談は複
3 雑化・多様化しています。部局間、関係機関との連携の強化、職員のスキルアッ
4 プとともに、既存の制度を活用して支援できるような専門性のある人材を育成す
5 るなどして、市民が安心して相談・支援を受けられる体制を整えます。支援を必
6 要とする人が、支援からもれることのない、誰もが住み慣れた地域で健康で過ご
7 せる、人にやさしいまちづくりをめざします。

8

9

10

11

4. 重点施策と取組の方向

(1) 人権教育の推進



【現状と課題】

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養^{かんよう}を目的とする教育活動」を意味し（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第2条）、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」にすることを旨としており（同法第3条）、日本国憲法をはじめとするさまざまな法律や条約等の精神に則り^{のっと}、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、学校教育および社会教育を通じて推進されるものです。

就学前教育・学校教育

就学前教育・学校教育については、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性などを培う^{つちか}教育活動全体を通じ、幼児・児童・生徒・学生の発達段階に応じて、人権尊重の意識を高める教育を行っていくこととなります。

湖南省では、「湖南省学校・園人権教育基底プラン」（以下「基底プラン」という。）に基づき、中学校区ごとに園、小中学校、県立学校との連携を図りながら子どもの実態に合った人権保育、人権教育に取り組んでいます。課題解決型への授業改善、子どもが主体となる学びを進めてきた結果、小中学生の自尊感情は高まりつつあります。

しかし一方で、自尊感情が低い児童生徒も見られ、その背景にはいじめや虐待、生活習慣の乱れや家庭学習の未定着による学力不足などがあると考えられます。

いじめや虐待、生活習慣の乱れや家庭学習の未定着による学力不足などによって自尊感情が低い児童生徒も見られます。また、家族の介護や世話をしているヤングケアラー※と呼ばれる子どもも含め家庭環境や貧困により、学習や余暇の時間がなく将来に夢が持ちにくい子どももいます。このような子どもをめぐるさまざまな課題（虐待、育児放棄、過保護、放任、不登校、いじめ、差別発言など）は、社会の中で多様化・複雑化して現れる人権上の課題の縮図とも言えます。したがって、これまで以上に学校・園と地域の連携によって、学校だけでなく地域全体で子どもを育てていく必要があります。

1 社会教育

2 社会教育については、地域、家庭、職域その他のさまざまな場において、生涯学習
3 の視点に立ち、幼児から高齢者に至るそれぞれのライフステージにおける多様な教育
4 活動を展開し、人権尊重の意識を高めていくことが必要です。

5 湖南省では、人権まちづくり会議で社会教育団体、PTA、スポーツ少年団などさま
6 ざまな団体が連携しながら、あらゆる差別の撤廃に向けて自主的な取組を進めてきま
7 した。取組を継続することで、さまざまな人が人権を大切にしまちづくりに携わる
8 ことができます。若年層や外国人市民、団体や区・自治会などに所属していない
9 市民とどうつながっていくかが課題です。

10 また、市民対象の人権教育活動として人権まちづくり懇談会を区・自治会ごとに開
11 催し、人権のさまざまなテーマについて語り合う場として定着してきています。今後
12 も、より多くの市民が参加できるような工夫が必要です。

13 また、人権学習の機会として、「出会い・気づき・発見講座」や「豊かなつながり創
14 造講座」等を開催しています。取組を継続するとともに市民の参加を促す工夫が必要
15 です。

16 今、社会状況の急激な変化により、さまざまな人権課題が生まれています。より多
17 くの市民がこれらの課題について関心を持ち、正しく対応する力をつけることが求め
18 られます。

19

20 【取組の方向】

21 人権教育は生涯を通して必要なものです。就学前、学校教育、社会教育、企業・事
22 業所などそれぞれの場にあった人権教育を実施していく必要があります。

23 園や学校において、子どもたちの自尊感情を育み、互いの個性を認め合い尊重し合
24 う意識や態度の醸成^{じょうせい}を目指し、発達段階に応じた人権教育を実施していきます。

25 また、社会教育としては、人権に関する多様な学習機会を設けるなど市民や企業・
26 事業所などの学習、研修等を支援するとともに交流機会の創出に努めます。

27 人権教育を通じて、部落差別や女性差別、障がい者差別などさまざまな差別への学
28 びとともに、日常に潜むマイクロアグレッション（ごくささいな見下しや侮蔑、否定
29 的な態度）やアンコンシャスバイアス（無意識の偏見・差別）への気づきを促してい
30 くことも必要です。

31

1 ① 園・学校における人権教育の推進

2 (ア) 人権尊重の園・学校づくりを担う教職員・保育士の指導力の向上

3 ●各園・学校が人権の視点に立った保育・教育指導や学校運営に努めるとともに、研
4 修などを通じて保育士・教職員の資質向上を図り、人権尊重の理念などについての
5 十分な認識や指導力を持った人材の育成に努めます。

6 ●保育士・教職員自身が子どもの人権を侵害することのないよう保育士・教職員への
7 指導・対応を図ります。

8 ●園・学校、地域総合センター、地域住民、保護者との連携によって、子どもの教育
9 課題を明らかにする取組を充実します。

10

11 (イ) 差別解消に向けた行動につなげる、発達段階に応じた教育の充実

12 ●園においては、人間形成の基礎が^{つちか}培われる極めて大切な時期であることを踏まえ、
13 遊びを通して人の喜びや悲しみを体験的に感じとったり、身近な動植物と触れ合う
14 中で生命の大切さに気づかせるなど、人権尊重の精神の芽生えが感性として息づく
15 ような取組を進めます。

16 ●小中学校においては、児童生徒の発達段階に即しながら、学校生活全般のなかで、
17 生命を大切にし、自他の人格を尊重し、互いの個性を認め合うなどさまざまな人と
18 共に生きることの喜びと、公正さを重んじる態度など、よりよい社会づくりに貢献
19 できる、人権感覚の鋭い人間性を育む取組を進めます。

20 ●被差別部落出身者、高齢者、障がいのある人、外国人などさまざまな人権課題につ
21 いての正しい理解・認識を^{つちか}培うため、家庭・地域と連携しながら学校・園における
22 人権教育・保育を推進します。

23 ●学校・地域社会の実態に即した基底プランについて検証し、実践していきます。

24 ●湖南省人権教育基本方針および湖南省同和教育基本方針により、就学前教育、学校
25 教育、社会教育など、あらゆる教育の場において人権教育を推進していきます。

26

27 (ウ) 子どもの育ちと進路を保障する取組の充実

28 ●よりよい生活習慣を身につけ、確かな学力を育み、自主・自立の精神と社会性を養
29 い、生涯にわたり自己実現を図ることができるよう進路指導の充実を図ります。

30 ●経済的理由により進学を断念することのないよう、奨学金制度の活用を推進します。

- 1 ●学校、家庭、地域社会、地域総合センターなどが連絡を密にし、不登校、中途退学
2 の未然防止につながるように、継続的に支援します。
- 3 ●不登校、中途退学者に対しては、学校、家庭、地域社会、地域総合センターなどが
4 連携し、資格取得等再学習機会の提供や相談・指導体制の充実を図ります。
- 5 ●卒業後の進路実態の把握と指導の充実を図ります。

6

7 (工) 保護者や地域との連携

- 8 ●豊かな人間性や社会性を育むためには学校・園、家庭、地域社会が情報の交流を積
9 極的に行い、一体となって取り組むことが大切です。市内4中学校区の人権教育ネ
10 ット推進協議会を核として、学校・園、家庭、地域社会等の緊密な連携を図り、よ
11 り効果的な人権教育・保育を推進します。
- 12 ●家庭や地域に対し、人権問題に関する教育課題や情報を積極的に共有することで、
13 学校の取組に対する理解と協力を得ながら、開かれた教育活動を展開します。
- 14 ●地域総合センターにおける子育て支援事業などへの参画を促します。

15

16 ② 生涯学習における人権教育の推進

17 (オ) あらゆる人権問題への気づきと理解を深める取組の推進

- 18 ●差別を見抜き、あらゆる人権課題と自分との関わりを考える人権学習の機会を提
19 供します。
- 20 ●市民が自発的学習意思に基づき、人権に関する学習ができるよう、社会教育施設
21 や地域総合センターを中心に書籍の配置や講座の開設など、人権に関する多様な
22 学習機会を提供します。

23

24 (カ) 家庭や地域における市民の主体的な人権学習への支援

- 25 ●家庭や地域において主権者としての市民性を養い、社会参画と差別解消への取組
26 を進める主体者の育成に努めます。
- 27 ●保護者への学習機会を提供することで、教育の基礎となる家庭教育を支援します。
28 学習機会の提供にあたっては、学びの形・内容・方法を工夫します。
- 29 ●家庭や地域住民が、相互に信頼し尊敬しあい、人権意識に支えられた明るい家庭、
30 心の通い合う地域づくりを進められるよう交流機会の創出を図ります。

31

1 ●人権教育を推進する指導者の養成に努めます。

2

3 **【主な関係法令および計画】**

4 ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律H12(2000)施行

5 ・人権教育・啓発に関する基本計画H14(2002)閣議決定

6 ・人権教育の指導方法等の在り方についてH16(2004)第1次とりまとめ

7 ・滋賀県人権教育推進プランH24(2012)改訂

8 ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律H28(2016)施行

9 ・部落差別の解消の推進に関する法律H28(2016)施行

10 ・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律
11 H28(2016)施行

12 ・アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律
13 H31(2019)施行

14 ・第2期湖南省教育振興基本計画R2(2020.4)策定

15 ・湖南省学校・園人権教育基底プランH29(2017)改訂

16 ・湖南省人権教育基本方針H18(2006)策定

17 ・湖南省同和教育基本方針H18(2006)策定

18 ・湖南省人権保育基本方針H21(2009)策定

19 ・あしたの隣保館※検討委員会報告書H19(2007)報告

20

1 (2) 人権意識の普及



2 【現状と課題】

3 人権啓発とは「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理
4 解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」であり、（人
5 権教育及び人権啓発の推進に関する法律第2条）すべての国民に人権尊重とは何かを
6 正しく伝えるため、その理解に必要な最新の情報を提供していくことが求められてい
7 ます。

8 部落差別をはじめとするあらゆる差別によりもたらされた「生きづらさ」を誰にも
9 気づいてもらえず、その結果自ら命を絶ってしまったり、反社会的行為に及んでしま
10 ったりすることが現実には起こっています。

11 差別されている人の苦しみは、差別している人にはわからないと言われます。しか
12 し、差別している人もまた、なんらかの差別を受けていることが少なくありません。
13 そのはけ口として自分より弱い立場の人に差別が向けられることもあります。差別に
14 よる不安や恐れがさらなる差別を生み続けます。差別の連鎖を断ち切り、差別を生み
15 出さないためには、人権教育の推進が不可欠ですが、その重要性、喫緊性が市民のみ
16 なさんに十分に共有されているとはいえません。

17 湖南市では、市広報紙やホームページでの発信、啓発DVDや資料の貸出し、関係
18 団体との連携による啓発パンフレットの作成、配布等により人権意識の普及に取り組
19 んできました。また、事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員が市内各企業を訪問
20 し、職場内におけるさまざまな人権課題に関する正しい理解と認識を深め、明るい職
21 場づくりが推進されるよう啓発を進めています。

23 【取組の方向】

24 人権に関わりの深い職業に従事する者（行政職員、教職員など）には、市民の人権
25 啓発、教育のよきリーダーとして、率先して人権について学び、市民に啓発する姿勢
26 が求められます。特にこれらの職員は突然の差別事象に遭遇した際にも正しい対応が
27 求められることから、差別事象対応マニュアルの確認やこれまでの差別事件を教訓と
28 した実践的な研修も必要です。あらゆる差別をなくすために、職員の研修に一層力を
29 注いでいくことが必要です。

1 人権教育の重要性と今ある人権課題、その解決のために国・県や市が取り組んでい
2 ることをより多くの市民に知ってもらうために、また、人権意識の醸成^{じょうせい}に向けて広
3 報その他の啓発活動を推進していきます。

4

5 ① 啓発活動の推進

6 (キ) 市民への人権意識の普及～正しい知識の普及と実践の促進、効果的な広報

7 ●広報紙やホームページ、SNS※等を活用し、市民に対する人権啓発を推進します。

8 また、やさしい日本語やピクトグラム※の使用、翻訳機等の機器の利用により、わ
9 かりやすい情報発信に努めます。

10 ●市民自らが人権問題を考えるきっかけの場となる講演会、講座、展示等を開催しま
11 す。

12

13 (ク) 企業・事業者・団体への人権意識の普及～社会的責任としての人権の尊重に向
14 けて

15 ●市内の企業・事業者が、自らの社会的責任で男女の均等待遇、ワーク・ライフ・バ
16 ランス※の推進、ハラスメント防止等に向け積極的、自主的に取り組むよう啓発を
17 推進します。

18 ●出身地や居住地に対する社会的な偏見などの理由により、働く意欲のある人が就職
19 の機会を阻害されることがないように、応募方法、選考方法について確認し、不適切
20 事項については関係機関と連携しながら継続的に指導・啓発します。

21 ●人権・福祉団体、市の財政援助団体などが、人権尊重の視点を持って活動できるよ
22 う啓発、支援に努めます。

23

24 (ケ) 関係機関との連携

25 ●関係機関等との連携により、より効果的な啓発活動に努めます。

26

27 ② 人権研修の充実と推進

28 (コ) 人権尊重のまちづくりを担う職員の育成～職員の人権意識の醸成^{じょうせい}

29

- 1 ●行政職員、教職員などが、人権尊重の理念に基づき日常の職務を遂行できるよ
2 う、また、市民に啓発していけるよう、研修内容の充実に努めるとともに、県や
3 他団体、人権関係団体が行う各種研修や学習機会への参加を促進します。
4 ●差別事象対応マニュアルの確認など職員の研修に一層力を注ぎます。
5 ●それぞれの職場で行われる研修が充実したものとなるよう、指導・助言を行うとと
6 もに、必要な教材や情報の提供等の支援を行います。

7

8 (サ) 企業・事業者・団体への支援～主体的な学習に向けて

- 9 ●企業・事業所・団体等における人権教育を推進するため、人権啓発・研修に関する
10 資料提供や、教材の貸出、講師の紹介など積極的な支援に努めるとともに、動機付
11 けや意識の向上につながる工夫に努めます。
12 ●企業・事業所内で自主的な取組ができる推進体制の充実に努めます。
13 ●地域のまちづくりのなかで、人権学習の場づくりや活動推進のリーダーの育成に努
14 めます。

15

16 **【主な関係法令および計画】**

- 17 ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律H12(2000)施行
18 ・人権教育・啓発に関する基本計画H14(2002)閣議決定

1 (3) 連携・協働による取組の推進



2 【現状と課題】

3 人権尊重の社会づくりには、企業・事業所や区・自治会・NPO 等による人権の視点
4 を持った自主的・主体的な活動、さらには市民一人ひとりの行動が不可欠です。

5 湖南市では、行政情報の提供、政策立案過程における市民の参加などを積極的に進
6 めています。各区では人権まちづくり懇談会が、市職員と連携しながら区人権推進員
7 の企画運営により進められているほか、地域まちづくり協議会では、地域のニーズの
8 掘り起こしなど自発的な活動が進められています。また、子育て、文化活動など目的
9 に応じた市民活動団体でも、さまざまな視点から柔軟な取組がなされています。

10 人権問題解決に向けた市民活動をさらに活性化させるために、ネットワークを強化
11 していくことも大切です。

13 【取組の方向】

14 基本理念の「市民一人ひとりが人権感覚を高め、お互いを認め合う人権尊重のまち
15 づくり」の実現には、人権に関わる活動に市民や事業者の参加を促進していくことが
16 必要です。人権施策の企画・実施、評価への市民参加を一層進めるとともに、市民や
17 地域まちづくり協議会、市民活動団体等と協働して人権施策を推進していきます。

18 また、さまざまな主体の取組が人権に配慮して行われ、主体的に人権尊重の取組が
19 行われるよう、支援の充実、事業者や関係団体との連携強化に努めます。

21 ① 市民、事業者の参加の促進

22 (シ) 市民参加の促進～市政への参画、事業への参加、調査への協力

23 ●人権政策の企画立案、実施、評価のあらゆる段階へ、多様な市民の参加が促進され
24 るよう条件の整備に努めます。

25 ●人権施策の総合的な推進を図るための調査を適宜実施するとともに、結果について
26 周知を図ります。

1 (ス) 事業者の参加の促進

- 2 ●企業・事業所が地域社会の一員として、地域・学校等と密着したさまざまな社会貢
3 献活動を推進するための支援とともに、企業・事業所のネットワークづくりの推進
4 に努めます。

5

6 ② 関係団体、関係機関との連携・協働の促進

7 (セ) 市民活動における人権の視点の醸成^{じょうせい}と連携・協働の推進

- 8 ●区・自治会や地域まちづくり協議会などを中心に、各種団体が人権尊重という視点
9 で連携を図り、さまざまな立場からのまちづくりが推進されるよう努めます。
10 ●市民活動のグループが、人権の視点を持ち、人権に配慮した活動を行うことができ
11 るよう、学習機会の提供等の支援を行い、連携・協働の推進に努めます。

12

13 (ソ) 関係団体、関係機関との連携の強化

- 14 ●行政、関係機関等との連携を強化し、市民一人ひとりの暮らしやニーズに対応した
15 幅広く、きめ細かいサービスの提供に取り組みます。
16 ●人権に関わる団体等とのネットワークを構築し、情報の共有化、啓発事業の共同開
17 催などを進めます。

18

19 (タ) 関係団体への支援

- 20 ●あらゆる人権問題解決のための地域活動に取り組んでいる団体や、これから取り組
21 もうとする団体などの育成と、その活動に対する支援を行います。

22

23 【主な関係法令および計画】

- 24 ・社会福祉法 <社会福祉事業法 S 26 施行・社会福祉法に改名 H 12 (2000) >
25 R 3 (2021) 改正
26 ・湖南省第三次地域福祉計画 H29 (2017) 策定

27

28

29

30

31

1 (4) 地域福祉の取組の推進



2 【現状と課題】

3 平成 30 年（2018 年）4月施行の改正社会福祉法では、地域住民が参画して地域
4 での支えあい活動を強化し地域共生社会をめざすという方針が示されました。

5 少子高齢化・人口減少、世帯の小規模化、一人ひとりの価値観や生活様式の多様化
6 など社会環境の変化により、人と人とのつながりが希薄化し、家庭や地域で支えあ
7 力が弱まりつつあります。一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加、ひきこもり
8 や子育て家庭の孤立、虐待、経済的に困窮している世帯の増加、自殺など、福祉二
9 ズが多様化・複雑化していることから、従来の高齢者や子育て、障がいのある人とい
10 った分野ごとの「縦割り」で整備されてきた公的サービスだけでは対応が難しくなっ
11 てきています。そこで、公的サービスを基本としながら、地域住民や地域の多様な人・
12 団体・機関が、誰もが役割を持ち活躍し、すべての人々が地域、暮らし、生きがいを
13 共に作り、高めあうことができる「地域共生社会」の実現が求められています。

14 湖南市では、福祉先進の地として、障がい児・者や高齢者のための各種福祉施設が
15 多く存在し、さまざまな福祉施策に取り組んでいるところですが、地域のつながりが
16 希薄化する中で、地域の困りごとを誰もが「我が事」と捉え、困りごとを抱える人が
17 地域で安心して生活できる環境を整えることが課題となっています。さらなる地域福
18 祉を推進するため、「湖南市地域福祉計画」に掲げる地域での支えあい活動を推進し、
19 今後も市民が支えあい、個性や違いを認めあいながら地域社会に参加できるよう、見
20 守りや支援ができる地域のネットワーク体制の整備、気軽に集える場づくり、学習や
21 交流の場づくりが必要です。

23 【取組の方向】

24 だれもが、人としての尊厳を願い、生まれてきた生きがいを求めています。たとえ
25 ば、子ども、障がいのある人、外国人市民など社会的弱者とされる人が、支援を受け
26 るだけでなく機会と支援さえあれば地域活動などで力を発揮できる人材となること
27 ができます。地域社会から疎外感を感じ、孤立してしまっている人や、苦しさを隠し
28 SOS(助けて)を発信することができない人が、心を開き、地域に参加していくきっか
29 けとなる地道な取組が必要です。だれもが参加しやすい地域住民の交流と対話の場を
30 市民との協働により推進します。

1 また、新型コロナウイルス感染症の影響によってより明らかになったように、生
2 活困窮者が自立して自らの生活基盤を確立するまでの長期的な支援体制づくりが急
3 務です。

4

5 ① 市民の社会参加への支援の促進

6 (チ) 文化活動や地域活動などへの参加の支援

7 ●性別、年齢、障がいの有無や言語の違い等に関わらず、すべての市民が社会を構成
8 する一員として意見を表明し、活動に参加できるよう、情報格差の解消や手話通訳
9 や音声通訳などのコミュニケーション支援に努めます。

10

11 (ツ) 就労支援

12 ●求職者のニーズにあった職業訓練枠を拡大するなど職業能力開発の機会確保に取
13 り組むとともに、雇用の促進・安定に努めます。

14 ●国・県の職業安定機関と連携しながら、就労相談員などを配置し、就労が継続でき
15 るようサポートをしたり、就労相談や職業能力の開発を促進したりすることで、計
16 画的、効果的な雇用・就労の支援を推進します。

17 ●就職困難者※等に対する就職差別をなくすための啓発、部落差別問題や人権問題な
18 どに関する研修を実施し、湖南省企業・事業所人権啓発推進協議会や商工会と連携
19 するなどして、企業・事業所の理解促進に努めます。

20

21 ② 人にやさしいまちづくりに向けた取組の推進

22 (テ) 交流の機会と場の提供

23 ●一人ひとりができる役割の大切さを学ぶ場づくりや、役割再発見の実践および体
24 験への支援に取り組みます。

25 ●地域に暮らすさまざまな人が、色々な趣味や得意分野を生かして、住みよい地域
26 づくりに貢献できるよう、活躍の場やそのきっかけづくりに取り組みます。

27 ●誰もができる応援の輪を広げられるよう、ボランティア参加の促進、コーディネ
28 ーターに努めます。

29

30

31

1 (ト) とともに暮らす地域づくり

2 ●住宅、道路、公園等については、良好な住環境の維持・保全・運営を図りながら、
3 市全体の視点に立ったバランスの良い公共事業を推進します。

4 ●多様な市民がともに生き、心豊かに暮らすために、年齢、性別、国籍、障がいに対
5 する偏見や差別が解消されるよう、心のバリアフリーを推進します。

6
7 (ナ) バリアフリー環境の整備

8 ●だれもが、住み慣れた地域で安全・快適に生活できるように、ユニバーサルデザイ
9 ン※に配慮した、人にやさしいまちづくりを推進します。

10 ●交通事故や犯罪、災害などから身を守るうえで、子どもや要援護者など社会的に弱
11 い立場の人が、危険にさらされ取り残されることのないよう、安心・安全のまちづ
12 くりに取り組みます。

13
14 (二) 健康づくりの推進と福祉の充実

15 ●個々のライフステージにおける生活の質がさらに向上するための支援に取り組み
16 ます。

17 ●市民の健康維持・増進のための一次予防、早期発見・早期治療としての二次予防、
18 重症化予防としての三次予防の強化に重点を置いた対策を推進します。

19 ●市民の主体性を重視し、市民自身の生活習慣改善能力を高めるような支援と、市民
20 が自己の健康リスクに気づき主体的に健康づくりを継続していけるような支援体
21 制づくり、環境整備をめざします。

22 ●行政機関を中心に、医療機関や関係団体、学校、企業・事業所、区・自治会組織等
23 さまざまな団体との協働による効果的な保健施策の展開を図ります。

24 ●支援を必要とする人が、住み慣れた地域でできる限り自立した生活を続けることが
25 できるよう、福祉・介護サービスの充実に努めるとともに必要な時に必要なサービ
26 スが受けられるよう支援体制の構築に努めます。

27

28

29

30

31

1 **【主な関係法令および計画】**

- 2 ・社会福祉法 <社会福祉事業法S 26 施行・社会福祉法に改名H12（2000）>
3 R 3（2021）改正
4 ・生活困窮者自立支援法H27（2015）施行
5 ・自殺対策基本法 H18(2006)施行
6 ・湖南省第三次地域福祉計画 R 3（2021）改訂
7 ・第三次湖南省地域福祉活動計画H29（2017）策定
8 ・健康こなん 21 計画【健康増進計画・食育推進計画（第2次）】 H30（2018）
9 策定
10 ・湖南省自殺対策計画H31（2019）策定
11 ・第2次湖南省就労支援計画H23（2011）策定
12 ・社会的な援護を要する人々※に対する社会福祉のあり方に関する検討会報告書
13 H12（2000）報告
14 ・これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書 H20(2008) 報告
15 ・あしたの隣保館※検討委員会報告書 H19（2007）報告

16

地域福祉を先取りしてきた隣保館※

2000年12月に厚生省（当時）でまとめられた「社会的な援護を要する人々※に対する社会福祉のあり方に関する検討会報告書」で、社会的に弱い立場にある人々などすべての人を地域社会で受け入れ、共に生きていくソーシャルインクルージョン（社会的包摂）の理念が提唱されました。また、2008年「これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書」では、「地域における新たな支えあいを求めて、住民と行政の協働による新しい福祉」が求められていると提唱されました。この内容は、これまで隣保館※が地域ですでに実施してきた事業そのものです。地域での総合的な相談窓口、訪問による相談・伴走型支援、多様な機関との連携など、隣保館※のこれまでの活動は、今後、地域福祉の取組で重要な地域のつながりの再構築である「福祉のまちづくり」のモデル的要素を持つものといえます。今後は、隣保館※がすすめてきた地域福祉の具体的な展開を、より広い地域社会ですすめていくことが求められています。



1 (5) 相談・救済・支援の充実

2 【現状と課題】

3 社会や経済が不安定になると、弱い立場にいる人ほど影響を受けやすく、貧困や孤
4 立、自殺などのリスクが高まる傾向があります。また近年は、部落差別、外国人差別、
5 障がい者差別、虐待、いじめ、DV、ハラスメント、ストーカーなど人権に関わる相談
6 が多様化しており、一人で複数の課題を抱えているケースも少なくありません。被害
7 者の状況を適切に把握して支援につなげる必要があります。相談者や世帯での困りご
8 とは複合化しており、「8050 問題」といわれるような問題も目立ち始めています。

9 支援が必要な人々が多いにも関わらず、湖南省で実施している「女性の悩み相談」、
10 人権擁護委員による「なんでも相談」を利用する人は、それほど多くはありません。
11 相談窓口の周知やだれもが利用しやすい相談窓口の設置とともに、関係機関・団体と
12 の連携強化、相談に関わる職員のスキルアップが必要です。

13 さらに、人権侵害の被害者の援助に関する仕組みとしての人権救済の法整備が進ん
14 でいない状況があります。法的措置を含め、実効性のある救済制度の早期確立を広域
15 団体と連携し今後も国に求めていく必要があります。

17 【取組の方向】

18 市民の立場にたった相談業務ができるよう専門的な知識や技能の習得など相談員
19 のスキルアップに努めます。また、市の担当職員や地域総合センター、民生委員など
20 が、相談機関とのネットワークづくりを進め、地域住民の困難な状況の早期発見と分
21 析を行うとともに、相談者と窓口をつなぐ橋渡しの役割を担い、課題解決とその後の
22 フォローなど伴走型の支援を継続していくことが必要です。課題を抱える人々は自ら
23 相談場所へ行くことは困難であることも多く、相談業務の場所や日時の周知とともに、
24 地域への巡回や相談に出向くアウトリーチ※活動なども必要です。

25 相談者自身が自己の権利を認識し、問題解決に立ち向かう力を持てるよう、また自
26 立して社会生活を営むことができるように支援を進めます。

28 ① 人権侵害の発見や防止体制の確立

29 (又) 人権侵害を見過ごさない意識の高揚

- 1 ●職員が高い人権意識を持ち、市民対応や共生のまちづくりを行うことができるよう、
2 職員を対象とした人権研修を実施し、それぞれの部署における市民サービスへ還元
3 します。また、福祉、教育等に関わる職員等に対しては、専門性や人権侵害事象へ
4 の対処能力を高めるための研修を実施します。

5
6 (ネ) 対応体制の整備～的確な対応に向けて

- 7 ●市民が戸惑うことなく速やかに相談できるよう、相談・支援に関する制度や、各種
8 相談・支援機関の情報を積極的に発信します。

9
10 **② 相談・救済・支援体制の充実**

11 (ノ) 相談体制の充実～気軽に安心して相談できる体制づくり

- 12 ●人権に関するさまざまな相談について、迅速かつ的確に対応できるように、各相談
13 員や関係職員がそれぞれの職務に応じ、各種研修に積極的に参加し、スキルアップ
14 に努めます。

- 15 ●行政、関係機関・団体の連携によって、だれもがいつでも利用しやすい、市民の立
16 場に立った人権相談窓口と相談体制の充実を図ります。

17
18 (ハ) 支援体制の充実～日常生活や社会的・経済的自立支援に向けて

- 19 ●健康で文化的な最低限度の生活を営む権利（生存権）を保障し、日常生活上の自立
20 をはじめ社会的な自立や経済的な自立の支援を図ります。また、個別の必要に応じ
21 た支援ができるよう、関係機関等と連携しながら総合的・重層的な支援を行います。

- 22 ●第2種社会福祉事業※を行う地域総合センターの機能を十分発揮し、より多くの市
23 民が積極的に活用できるよう努めます。

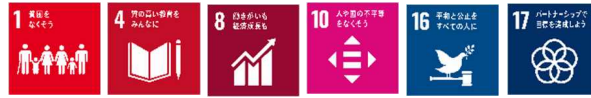
24
25 **③ 関係機関・団体等とのネットワーク化**

26 (ヒ) 関係機関・団体等との連携

- 27 ●多様化・複雑化する人権問題を、個別機関の相談・支援だけで完結させることは困
28 難であるため、制度整備も含めて、国、県、関係機関・団体などと連携・協力を図
29 ります。

5. 主な人権課題への分野別施策

(1) 部落差別



【現状と課題】

国は、日本国民の一部の人が、部落差別によって長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、基本的人権が侵害されている問題を同和問題とし、もっとも深刻にして重大な社会問題であるとして、地方公共団体と一体となって、33年間にわたり特別措置法に基づく地域改善対策をはじめ、同和問題解消に向けた取組を行ってきました。その結果、生活環境をはじめさまざまな面で存在していた格差が大きく改善されるとともに、差別意識の解消に向けた教育および啓発も着実に積み上げられてきました。

しかしながら、忌避意識※による結婚差別などの心理的差別や生活実態に現れている実態的差別が依然として存在しています。インターネット上では部落差別情報が拡散されるといった深刻な状況も見られます。

このような状況を踏まえ、平成28年(2016年)に「部落差別解消推進法」が施行されました。この法律は、部落差別は許されないものであり解消することが重要な課題であるとして、「相談体制の充実」「教育啓発の推進」「部落差別の実態の把握」等を定め、部落差別の解消を推進し差別のない社会を実現するとしています。

「部落差別解消推進法」第6条を踏まえて実施された「部落差別の実態に係る調査結果報告書」(令和2年(2020年)法務省)において、「部落差別が不当な差別である」ことを知っていると答えた人が85.8%に達しているものの、交際相手や結婚相手が被差別部落出身者であるか気にならないと回答した人は57.7%に留まり、15.8%は「気になる」、25.4%は「わからない」と回答しています。部落差別は「不当な差別」と知っているが、関係性が近くなると気にするという「本音と建て前」があることが調査結果から明らかになっており、これこそが部落差別解消を困難にさせている差別の根っこだといえます。

また、滋賀県による「平成28年度人権に関する県民意識調査」(以下「県民意識調査」という。)などから、「同和問題(部落差別)は教えずにそっとしておけばなくなる」という考えかたが広くあることがわかっています。部落差別は、生活の中で身近

1 な人から口伝えされていることが明らかになっており、差別をなくすためには正しく
2 理解をする教育・啓発の場が必要です。

3 さらに、部落差別を解決するためには「部落に固まって住んでいるから差別される
4 のであり、部落の人は引っ越しをして分散すればよい」という考え方も根強くありま
5 す。これは部落差別の責任を被差別部落住民に押し付ける考え方であり、憲法によっ
6 て保障されている「居住移転の自由」を侵害する考え方です。差別の原因を捉え違っ
7 ており、部落差別の解決方法としては妥当ではありません。

8 「市民実態調査（2019年実施）」では、「そっとしておけば、差別は自然になくな
9 ると思うか」という問いに対して、49.7%が「そう思わない」と回答したものの、「そ
10 う思う」との回答が34.7%あります。「県民意識調査」報告書では同様の問いに対し
11 て、「そう思う」との回答は40.2%、「そう思わない」との回答が45.0%であり、湖
12 南市の方が「そう思わない」と回答した割合が高い状況です。しかし、学習が必要だ
13 と考える人は約半数にとどまっていることから、学校教育を終えたあとも職場や地域
14 での研修への参加を促し、「学びなおし」を進める必要があります。

15 就職差別解消に向けて、公正採用の取組はある程度浸透しており、出身地を尋ねる
16 などの悪質な事例は少なくなっています。高校生の就職については滋賀県進路保障推
17 進協議会で精査できていますが、大学生の就職についてはそうした制度がなく、企業
18 独自のエントリーシートに不適切な質問事項を書かされるケースもあり、課題が残っ
19 ています。

20 湖南市においては、どこが同和地区であるかを確認する問い合わせ、差別的な落書
21 きや発言などの事象が発生しています。また、滋賀県人権センターで行っているモニ
22 タリングで、湖南市に関わる差別的な書き込みがインターネット上で散見されており、
23 削除要請の取組を行っています。

24 部落問題の教育・啓発とともに、インターネットでの人権侵害に対する通報・相談
25 窓口の拡充、関係機関と連携したモニタリング等の対策強化など、部落差別解消への
26 さらなる取組を進めます。また、これまで推進してきた、地域の人々がともに差別に
27 ついて考え、活動できる組織づくりや広域での研究会、相談・交流事業の促進など、
28 今後も人とのつながりによる反差別への共感の広がりを大切にします。

29
30
31

1 **【取組の方向】**

2 **1 人権・同和教育の推進**

3 ①市民一人ひとりが自らの問題として部落差別に対する正しい理解と認識をもち、差
4 別意識や偏見を解消することができるよう、学校教育および社会教育の場において、
5 人権尊重の教育を一層進め、人権意識の高揚を図ります。

6 ②人権関係団体等との連携により、学習教材や研修のあり方を検証・改善し、部落差
7 別をはじめとするあらゆる差別・偏見について自分との関わりを学び、権利擁護と
8 差別解消に向けた行動ができる主体性を育成します。

9
10 **2 啓発の推進**

11 ①部落差別を許さず、差別の解消に向けて進められてきた取組や取組を進めてきた
12 人々の生き方について学び、周知を図ります。

13 ②正しく知ることの重要性と差別の不合理性などについて、広報・ホームページなど
14 各種情報媒体を活用した啓発をはじめ、啓発パンフレットの配布と活用など啓発活
15 動に努めます。

16 ③部落差別の解消に向けて取り組んでいる機関・関係団体との情報交換・共有を通し
17 て、市民の意識やニーズを把握し、各種講演会・研修会を企画・実施します。

18 ④被差別の人々が発展させてきた日本の伝統芸能・工芸・産業・食文化などをはじめ、
19 市民のさまざまな文化の交流や周知を図り、相互の理解と親善を深める取組を進め
20 ます。

21 ⑤地域の団体をはじめ企業・事業所など、公共性が高い組織などに部落差別解消に向
22 けての研修の実施や参加を促し、人権意識の高揚を図ります。

23 ⑥官公庁や企業・事業所などに対して不当な要求や不法な行為を行い、結果的に部落
24 差別問題の解決を妨げている「えせ同和行為※」に対する正しい認識と適切な対応
25 がなされるよう、啓発パンフレットなどを活用した啓発を行います。

26

27 **3 支援の充実**

28 ①被差別部落の現状やニーズの把握に努め、人権施策への反映と人権尊重のまちづく
29 りを進めます。

1 ②地域総合センターは、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点として、地域
2 住民の自立支援を行うとともに、交流学習や各種相談事業・文化活動等、部落差別
3 解消にもつなげる活動の充実を図ります。

4 ③地域総合センターで^{つちか}培ってきた住民支援の方策を活かし、支援を必要とするあら
5 ゆる市民の相談・訪問をはじめ、関係機関と連携した課題の解決を図ります。

6 ④人権問題の相談窓口を充実させるとともに、その周知を強化していきます。

7

8 **4 連携・協働による取組の推進**

9 ①部落差別に関わる結婚・就職差別、インターネット上の差別に迅速に対応できるよ
10 う、国や地方自治体の機関ならびに関係機関・団体などと情報交換を行い、相互の
11 連携・協力を図ります。

12 ②地域総合センターを拠点に、被差別部落内外の市民が協力して自らのまちづくりを
13 進めていくための協働関係を構築し、周辺地域と一体となった差別のないまちづく
14 りを進めます。

15 ③地域福祉の充実に向けて、地域総合センター・社会福祉協議会・地域包括支援セン
16 ターなどの福祉関係機関が連携した取組を進めます。

17

18 **【主な関係法令および計画】**

- 19 ・同和対策審議会答申 S 40（1965）
- 20 ・同和対策事業特別措置法 S 44（1969）施行（10 年時限法・3 年延長）
- 21 ・地域改善対策特別措置法 S 57（1982）施行（5 年時限法）
- 22 ・地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 S 62（1987）
23 施行（5 年時限法、5 年延長、一部 5 年再延長）
- 24 ・人権擁護施策推進法 H 8（1996）施行
- 25 ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 H 12（2000）施行
- 26 ・人権教育・啓発に関する基本計画 H 14（2002）閣議決定
- 27 ・部落差別の解消の推進に関する法律 H 28（2016）施行
- 28 ・湖南省企業事業所同和・人権啓発基本方針 H 20（2008）策定
- 29 ・湖南省同和教育基本方針 H 18（2006）策定

30

31

1 (2) 女性(男女共同参画)



2 【現状と課題】

3 女性は、社会における固定的な性別役割分担、経済状況、DVなどの暴力、性教育
4 等において、社会的弱者となりやすい状況があります。特に、ひとり親世帯のうち母
5 子家庭の平均収入は平均世帯収入よりもかなり低い状況があり、女性の就労・待遇の
6 改善が大きな課題となっています。また、近年の女性就業率の上昇などにより、共働
7 き家庭などの児童数のさらなる増加が見込まれるなか、放課後の受け皿が不足するこ
8 とにより、子どもが小学校に入学するとこれまで勤めてきた仕事を辞めざるを得ない
9 状況となる、いわゆる「小1の壁」を打破するための支援が求められています。

10 国は、平成11年(1999年)に「男女共同参画社会基本法」を制定するとともに、
11 「男女雇用機会均等法」「女性活躍推進法」等で雇用分野の施策を、「配偶者からの暴
12 力の防止及び被害者の保護等に関する法律」等で女性への暴力防止に向けた施策を推
13 進してきました。

14 DV被害については、高齢女性からのDV相談が増加しているほか、障がいのある
15 人・外国人・男性が被害者となるケースや、交際している間柄のDV被害者など、そ
16 のありようは多様化しています。相談者一人が抱える問題が複合しており、DV被害
17 者の情報を保護しながら必要な支援を行うためには、部署間の密な連携による支援お
18 よび安心して相談できる環境づくりを進めるとともに、相談窓口の周知を図る必要が
19 あります。

20 その他、ハラスメント関連の法整備が進められていますが、ハラスメントの相談窓
21 口を外部に設置している企業は少なく、被害があっても相談がしづらい状況であるた
22 め、市の窓口が第三者機関的な役割を担っている部分があります。また本人がハラス
23 メントに気づいていないことから、職場環境への悪影響が長引くケースも見られます。
24 啓発を通じて、ハラスメントへの早期対応、相談窓口の周知を促していく必要があり
25 ます。

26 湖南省では、平成29年(2017年)3月に、男女共同参画計画と一体となる形で
27 「女性活躍推進計画」および「DV防止に関する市町計画」を策定し、施策を進めて
28 きました。男女共同参画社会における共助の精神は、災害発生時においても、災害リ
29 スクを軽減し、災害に強い社会を構築するために不可欠だとされています。

30 【取組の方向】

1 **1 女性に対する暴力の防止（DV 防止法関連）**

2 ①発達に応じて個人生活における健康・安全に関する理解を促すとともに、リプロダ
3 クティブ・ヘルス/ライツ※の概念の普及など、「私のからだは私のもの」であるこ
4 とについて理解を深める教育の推進に努めます。

5 ②家庭・地域・教育・働く場など、生活のあらゆる場面における女性等に対する暴力
6 （DV やハラスメント）の防止に向けた啓発活動を進めます。

7 ③DV やハラスメントの被害者が気軽に相談できるよう、相談窓口の周知と相談員の
8 スキルアップに努めます。

9

10 **2 男女共同参画によるまちづくりの推進（男女共同参画社会基本法関連）**

11 ①固定的性別役割分担意識の解消に向けて、市民や企業・事業所が男女共同参画社会
12 についての理解を深められるよう啓発を進めます。

13 ②保育・学童保育の環境の整備・充実に取り組みます。

14 ③ひとり親家庭に対する助成・就労支援等を通じた経済的支援の充実に努めます。

15 ④女性をはじめ多様な市民のまちづくりへの参画が進むよう、各団体等へ働きかける
16 とともに、女性のエンパワーメント※を図ります。

17

18 **3 女性活躍の推進（女性活躍推進法関連）**

19 ①だれもが性別にかかわらず、自分の能力を発揮して働くことができる社会づくりに
20 向け、ワーク・ライフ・（ケア・）バランス※推進を図ります。

21 ②企業や団体の気運醸成^{じょうせい}や取組促進のため、啓発・情報提供に努めます。

22

23 **【主な関係法令および計画】**

24 ・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機
25 会均等法）S 61（1986）施行・R2（2020）改正

26 ・女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）S 60
27 （1985）批准

28 ・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（改正育
29 児介護休業法）H 24（2012）施行

30 ・男女共同参画社会基本法 H 11（1999）施行

31

- 1 ・ ストーカー行為等の規制等に関する法律H12（2000）施行
- 2 ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）
- 3 H28（2016）施行
- 4 ・ 湖南省男女共同参画アクション2017計画H29（2017）策定
- 5 ・ 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律 H30（2018）施行
- 6 ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）H26
- 7 （2014）施行・R元（2019）改正
- 8 ・ 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する
- 9 法律R3（2021）改正施行

10

11

12

1 (3) 子ども



2 【現状と課題】

3 核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化^{けんざいか}、経済的
4 に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖など、子どもと家庭を取
5 り巻く環境は大きく変化しています。また、子どもへの犯罪、学校におけるいじめや
6 不登校、インターネット等での有害情報の氾濫、非正規雇用の増加や若年無業者、ひ
7 きこもり等、深刻な問題が起きています。

8 国においては、「児童買春・児童ポルノ処罰法」「児童虐待防止法」「児童福祉法の一
9 部改正」などの法整備が進められてきました。令和2年(2020年)4月1日より改正
10 「児童虐待防止法」が施行され、体罰の全面的な禁止が定められたことにより、しつ
11 けという理由の曖昧さがなくなりました。

12 湖南省でも児童虐待に関する相談件数は年々増加傾向にあります。なかでも心理的
13 虐待が多く見受けられます。児童虐待の事案は家庭児童相談室を調整機関とし、園・
14 学校、滋賀県子ども家庭相談センター、民生委員・児童委員、警察、など関係機関が
15 連携し、ケースに応じた支援を行っています。

16 また、子ども一人ひとりが健やかに成長することができる社会を実現するため、子
17 ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、令和2年(2020年)に
18 「第2期湖南省子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会状況の変化に対応しつ
19 つ、各計画と連携しながら、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指してい
20 ます。特に、発達に支援が必要な子どもや、外国にルーツを持つ子どもをはじめ、子
21 育て支援のニーズが多様化しており、それぞれに丁寧に対応していく必要があること
22 から、子ども家庭総合センターを中学校区ごとに4箇所設置し、子育て相談が身近で
23 できるようになっています。さらに、必要に応じて訪問を行うなど、家庭児童相談室
24 と保健センター・発達支援室と連携して支援を行っています。

25 湖南省で平成30年(2018年)に実施された「子ども・子育て支援事業に係る基
26 礎調査」結果より、子どもに関する施策として、「子どもを事故や犯罪の被害から守る
27 ための対策の推進」「子育てのための経済的支援の充実」「小児救急医療体制の充実」
28 が求められていることが明らかになっています。

29
30

1 【取組の方向】

2 1 子どもの人権を尊重する意識啓発・学習

3 ①子どもの権利条約の理念と精神をもとにした子どもの権利、最善の利益の尊重につ
4 いて、啓発活動に取り組みます。

5 ②子ども自身が、自分が持つ権利について学び、^{まわ}周りの人の権利も尊重することがで
6 きるよう、子どもの権利学習を推進します。

8 2 児童虐待防止

9 ①関係機関の連携による啓発活動、教職員や保育士などを対象とした研修の充実など、
10 総合的な虐待の予防対策を推進します。また、各種健診（検診）などの機会を活用
11 し、虐待の早期発見・早期対応を図ります。

12 ②保護者等による虐待・体罰の未然防止に向けた啓発活動の充実を図ります。

13 ③虐待を受けた子どものケアだけでなく、虐待をしている人が抱える困難にも向き合
14 い、子ども家庭総合センターなどの支援拠点を中心に関係機関の連携のもと、包括
15 的な支援と相談支援体制の充実を図ります。

17 3 いじめや不登校の対応

18 ①不登校からひきこもりにつながることが多いことから、不登校傾向の児童・生徒へ
19 の早期対応ができるよう、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー※
20 を活用した校内での教育相談機能の充実を図ります。

21 ②子どもの状況を見極め適切な対応ができるよう、学校・園内に対策委員会などの組
22 織を設置して取組を協議します。また、学校と教育行政機関の積極的な連携・協力
23 を進めます。

24 ③子どもたちが安心して相談できる環境の確保に努めるとともに、子どもたち自身が
25 いじめは許されない行為だという認識を持つことができるよう、仲間づくり活動を
26 進めます。

28 4 子どもの活動・参画の保障

29 ①地域や社会教育団体と連携し、生活体験や自然体験などの活動を通して、子どもの
30 豊かな人間性や社会性を育みます。

1 ②子ども会や児童館活動など、子どもたちが自主的・自発的に活動できる場や機会確
2 保に取り組みます。

3 ③子どもが利用する施設において、子どもが運営の構成員として参加し、意見表明で
4 きるよう支援を進めます。

5

6 **5 自尊感情の育成**

7 ①子ども自身が自分の特性や状況を把握できるよう、学校や支援機関での支援を行
8 います。

9 ②子ども自身が課題に気づき、改善のための意思決定ができるよう、子ども自身との
10 関わりによる問題解決を推進します。

11 ③自尊感情を高めるため、あらゆる活動を通して、子どもの他の人のことに対する理
12 解・共感を深めるとともに、一人ひとりが活躍できる場面を設定し、達成感や成就
13 感を持てるようにします。

14

15 **6 子どもの貧困対策の推進**

16 ①教育の機会均等を保障するための施策の推進と周知を図ります。

17 ②貧困家庭が多いとされる外国人家庭やひとり親家庭の状況の把握に努め、適切な支
18 援につなげます。

19 ③貧困の連鎖を断ち切るため、保護者の就労と生活の安定に向け、一人ひとりに寄り
20 添った相談・支援を行います。

21 ④食事を通じて子どもと地域がつながる居場所づくりに努めます。

22

23 **7 ひとり親家庭への支援**

24 ①子育てと仕事などの両立や安定的な就労と自立を図るため、生活支援および就労支
25 援を推進します。

26 ②ひとり親家庭への支援制度の周知に努め、利用促進を図ります。

27

28

29

30

31

1 **【主な関係法令および計画】**

- 2 ・児童福祉法S23（1948）施行・R3（2020）改正
- 3 ・児童憲章S26（1951）制定
- 4 ・子どもの権利条約（1989年国連採択）（1994年日本が批准）
- 5 ・児童虐待の防止等に関する法律H12（2000）施行・R2（2020）改正
- 6 ・子ども・子育て支援法H27（2015）施行・R2（2020）改正
- 7 ・子ども・若者育成支援推進法H22（2010）施行・H28（2016）改正
- 8 ・いじめ防止対策推進法H25（2013）施行・R2（2020）改正
- 9 ・子どもの貧困対策の推進に関する法律H26（2014）施行・R1（2019）改正
- 10 ・子供の貧困対策に関する大綱（2019）
- 11 ・児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律H11
12 （1999）施行・H26改正
- 13 ・滋賀県子ども条例H18（2006）施行
- 14 ・淡海子ども・若者プランR2（2020）策定
- 15 ・滋賀県市町向けの子どもの虐待対応マニュアルR2（2020）改定
- 16 ・第2期湖南市子ども・子育て支援事業計画R2（2020）策定

1 **(4) 高齢者**



2 **【現状と課題】**

3 わが国では、2020年（令和2年）現在、人口の28.6%が65歳以上の高齢者で、
4 4人に1人が高齢者となっています。一人暮らしや高齢者夫婦のみの世帯の増加、日
5 中独居となる高齢者の増加など高齢者を取りまく生活環境は大きく変化しています。
6 さらに地域における交流の減少等により地域社会の機能が低下し、高齢者が孤立して
7 しまう現状があります。

8 「人生100年時代」の到来といわれる現在、健康寿命の延伸により、就労・生涯学
9 習・地域への参画等さまざまな分野で高齢者の活躍が期待されています。今後は、高
10 齢者を含むあらゆる市民が役割を持ち、一人ひとりの多様性を尊重し、助けあい、支
11 えあいながら暮らす社会の実現が望まれています。

12 しかし、湖南省でも高齢者への虐待の通報件数、認知症の相談件数が近年増加して
13 います。虐待に気づく周囲の意識を向上させ、地域で見守りをすることで虐待防止に
14 つなげる必要があります。介護者の不安やストレスを減らすことも虐待防止のために
15 は必要ですが、介護サービスを活用することに抵抗があり、家族がサービス利用をた
16 めらうケースもあります。また、認知症の相談も増えていますが、認知症になっても
17 地域で暮らし続けたいという本人や家族の思いに、周囲の理解が追いついていない部
18 分もあります。啓発により認知症への理解を深め、高齢者やその家族が安心して過ご
19 せる地域づくりを進めることが必要です。

20 湖南省では、2020年（令和2年）3月末時点で人口の24.1%が高齢者で、2040年
21 （令和22年）には32.3%に達すると予測されます。特に75歳以上高齢者の割合が
22 増加してきています。このようなことから、令和3年（2021年）に「第8期湖南省高
23 齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、「高齢者がいきいきと自分らしく、住み
24 慣れた地域で安心して暮らせるまち湖南省」を基本理念に、高齢者が住み慣れた地域
25 で心豊かに健やかに暮らし続けられるよう取組を進めています。

26
27
28
29
30

1 **【取組の方向】**

2 **1 自立・生きがいづくりへの支援**

3 ①高齢者一人ひとりが仕事や趣味等の生きがいを持ち、自分らしく暮らすことができるよう、就労や社会活動等の機会や場所の提供に努めます。

4 ②高齢者の自己決定権を尊重し、自立した生活を営むことができるよう、なるべく要
5 介護状態にならず自立した生活を送るための自立支援の取組、介護度の重度化防止
6 に向けた取組を推進します。

7 ③年齢等に関わらず個人の能力に応じた働き方を実現し、高齢者が生活を維持してい
8 くための収入を確保するため、企業・事業所に対し多様な働き方についての啓発を
9 推進します。

10

11

12 **2 高齢者虐待防止**

13 ①市民に対して、高齢者虐待防止や認知症、介護サービスについての正しい知識の普
14 及・啓発を推進します。

15 ②虐待の早期発見に向けて、介護サービスに関わる職員等の資質向上を図るとともに
16 情報共有に努めます。

17 ③家族の介護負担を軽減するよう、サービスの適正な利用を促進します。

18 ④権利擁護、成年後見制度※に関する情報提供と相談体制の充実を図ります。

19

20 **3 高齢者にやさしいまちづくりの推進**

21 ①住み慣れた地域の中で、安全で快適に生活できるよう、ユニバーサルデザイン※に
22 配慮したまちづくりを推進します。

23 ②地域包括ケアシステムの機能強化、体制充実を図ります。また、医療と介護の連携
24 推進により、切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築に取り組みます。

25 ③専門職による介護サービス提供に加えて、地域での多様な担い手との連携により、
26 地域の特徴に応じた介護予防・生活支援サービスを推進します。

27 ④災害時の支援体制の強化を図ります。

28

29

30

31

1 **【主な関係法令および計画】**

2 ・老人福祉法 S 38（1963）施行

3 ・高年齢者等の雇用の安定等に関する法律 S 46（1971）施行

4 ・高齢社会対策基本法 H 7（1995）施行・H11（1999）改正

5 ・介護保険法 H 12（2000）施行・R 3（2021）改正

6 ・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 H 18（2006）・H30
7（2018）改正

8 ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 H 18（2006）施行・R 3
9（2021）改正

10 ・第 8 期湖南省高齢者福祉計画・介護保険事業計画 R 3（2021）策定

11

12

13

1 (5) 障がいのある人



2 【現状と課題】

3 障がいのある人も・ない人も平等に、基本的人権を持った一人の個人として、その
4 尊厳が大切にされ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を持っています。そ
5 のことが実現されるためには、市民一人ひとりの意識と行動において、人権の尊重を
6 徹底し、障がいのある人が置かれている現状を理解し、皆が同じ権利を享受^{きょうじゆ}するこ
7 とができるように努めていくことが必要です。

8 障がいのある人に対する施策は福祉サービスをはじめ、徐々に整いつつあるものの、
9 それぞれの人が望む暮らしが実現するには、まだ多くの課題が残されています。グル
10 ープホームなど地域における住まいの確保、一般企業における障がいのある人の雇用
11 への理解や受け入れの環境整備、就労支援事業所などの就労の場の確保、地域におけ
12 る余暇活動の充実に向けた人材や活動の場の確保、ユニバーサルデザイン※のまちづ
13 くりや障がいに対する理解の促進など、各分野にわたる幅広い取組を一層進めていく
14 必要があります。

15 平成 28 年（2016 年）には「障害者差別解消法」が施行され、平成 31 年（2019
16 年）4 月には県の「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」が施行されました。
17 このことを広く周知・広報していくことが必要です。

18 湖南市では 2021 年（令和 3 年）に「第三次湖南市障がい者の支援に関する基本計
19 画みんなでとりくむつばさプラン」を策定し、施策の展開を図っています。また、全
20 国に先駆けて「発達支援システム」をつくり上げ、発達に支援の必要な人に対し、乳
21 幼児から学齢期・就労期までのライフステージに応じた切れ目のない支援体制を構築
22 しています。今後も「一人ひとりが自分らしくともに生きるまち 湖南市」を基本理
23 念に、各事業者・福祉・保健・教育・労働等の関係機関が連携するとともに、市民と
24 の協働の取組の中で、自立と共生の地域社会の実現をめざしていきます。

25

26 【取組の方向】

27 1 障がいに対する理解の促進

28 ①ノーマライゼーション※の理念と障がいに対する正しい知識の普及・啓発に努める
29 とともに、関係法の周知と合理的配慮※の提供に取り組みます。

30 ②障がいのある人とない人との自然な交流を促進するため、障がいのある人が参加し

1 やすい環境づくり等について、地域への働きかけを行います。また、当事者団体の
2 活動や団体間の連携に対して、活動を促進するための支援を行います。

3 ③障がいのある人が、まちづくりや施策等への意見反映や検討の場に参加しやすい工
4 夫を行います。

5

6 **2 雇用・就労の推進**

7 ①福祉サービスの充実や、雇用環境の整備に向けた企業啓発や新たな取組への支援等
8 を通じて、障がいのある人の、その人らしい就労を促進します。

9 ②障がい者就労施設等へ通所する障がいのある人への訓練機会の提供と、経済面の自
10 立を図るため、施設等へ業務の委託や物品の発注に努めます。

11 ③障がいのある人が安定して働き続けられるよう、就労後に相談できる環境づくりな
12 どの継続的な就労支援体制を構築するとともに、安定した生活の実現を支援します。

13

14 **3 社会参加の促進**

15 ①スポーツ活動やレクリエーション活動によって、障がいのある人の健康づくりや生
16 きがづくりを支援します。

17 ②参加機会の確保・活動の周知・移動支援も含めた参加しやすい環境整備に取り組み
18 ます。

19 ③障がいの特性に応じて、気軽に過ごせる居場所づくりや、参加しやすいきっかけづ
20 くりについて検討します。

21 ④意思疎通のしづらさのある人の地域生活を支援するため、障がい特性を踏まえたコ
22 ミュニケーション支援を充実させます。また、地域交流できる環境づくりと、近隣
23 住民の理解を促進します。

24

25 **4 福祉サービスの充実**

26 ①障がいのある人が、住み慣れた地域での生活を継続できるよう住まいの確保を促進
27 するとともに、「親亡き後」の暮らしへの移行も視野に入れた住まい環境の整備を
28 促進します。

29 ②各種手当や年金、助成等について、障害者手帳交付時に積極的な情報提供に努め、
30 その適切な利用を促進します。

31

- 1 ③より一層の福祉サービスの充実を図るとともに、ピアサポート※の活用等、社会状
2 況の変化によって生じる多様なニーズを把握し、応える支援体制を強化します。
- 3 ④福祉サービスに携わる人材の確保やスキルアップ、専門性の向上に努め、障がいの
4 ある人への支援体制を強化します。
- 5 ⑤権利擁護事業、成年後見制度※の周知と利用促進を図ります。

7 5 障がい児支援の充実

- 8 ①乳幼児期から成人期までの多様な発育と発達を個別に支援できる、切れ目のない支
9 援の仕組づくりを推進します。
- 10 ②支援を必要とする子どもを早期に発見し、適切な支援に結び付けられるよう、さら
11 なる情報提供の充実や制度の周知に努めます。
- 12 ③インクルーシブ教育※の拡充により、障がいのある子どもたちへの支援とともに、
13 子どもたち全体への福祉教育を充実させ、障がいへの理解促進と共生社会実現への
14 意識を醸成^{じょうせい}します。
- 15 ④障がいのある子どもの、放課後や長期休業時の保育・居場所等について、学童保育
16 所や日中一時支援事業、放課後等デイサービスによる対応を充実させます。

18 6 障がいのある人にやさしいまちづくりの推進

- 19 ①住み慣れた地域の中で、安全で快適に生活できるよう、ユニバーサルデザイン※に
20 配慮したまちづくりを推進します。
- 21 ②障がいのある人とその家族の、ライフステージを踏まえたさまざまな生活課題に伴
22 走し支援できるよう、総合的な相談体制の強化と情報提供の充実を図ります。

24 【主な関係法令および計画】

- 25 ・身体障害者福祉法 S 25 (1950) 施行・R 2 (2020) 改正
- 26 ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 S 25 (1950) 施行・R 2 (2020) 改正
- 27 ・知的障害者福祉法 S 35 (1960) 施行・R 2 (2020) 改正
- 28 ・障害者の雇用の促進等に関する法律 S 35 (1960) 施行・R 2 (2020) 改正
- 29 ・障害者基本法 S 45 (1970) 施行・H28 (2016) 改正
- 30 ・障害者の権利に関する宣言 S 50 (1975) 国連採択

31

- 1 ・発達障害者支援法 H17（2005）施行
- 2 ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 H18（2006）施行
- 3 ・障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止
- 4 法） H24（2012）施行
- 5 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）
- 6 H25（2013）施行・R3（2021）改正
- 7 ・国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優
- 8 先調達推進法） H25（2013）施行
- 9 ・障害者の権利に関する条約 H26（2014）批准
- 10 ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 H28（2016）施行
- 11 ・湖南省第三次地域福祉計画 H29（2017）策定
- 12 ・滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例 H31（2019）施行
- 13 ・第三次湖南省障がい者の支援に関する基本計画 R3（2021）策定

14

15

1 (6) 外国人



2 【現状と課題】

3 外国人労働者は派遣労働などにより製造業の現場などで働いている場合が比較的
4 多く、経済的な影響を受けやすい状況にあります。特に今回の新型コロナウイルス感
5 染症の影響では、生活が苦しくなった人への貸付金について、多くの相談が外国人市
6 民からありました。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大初期には、「ウイルスを持
7 ち込んだのではないか」と思われるなど、外国人であるという理由で肩身の狭い思い
8 をしたという相談もありました。社会が不安定になると、弱い立場の人へその影響が
9 強く出ることを認識することが重要です。

10 教育現場では、保護者の仕事の都合による引っ越しが多く、子どもの教育環境が安
11 定しないことが課題としてあがっています。また、日本に定住する人が増え、DV 相
12 談や障がい・介護などの福祉サービスを必要とする人も今後増えてくることが予想さ
13 れます。わかりやすく制度を伝えること、言語対応を適切に行っていくことが必要に
14 なっています。

15 湖南省で生活する外国人は、令和3年（2021年）1月1日現在、3,317人で、総
16 人口に占める割合は6.03%と県内において最も高い状況です。国籍をみると、ブラ
17 ジル(1,531人)、ベトナム(566人)、ペルー(356人)と湖南省においても多国籍化が
18 進んでいます。特に技能実習生等でベトナムを中心に東南アジアからの外国人が増え
19 ています。

20 市内企業においても、雇用を更新しない「雇い止め」が起きており、収入や今後の
21 生活設計が不安定になりがちです。また、SNS※等を通じた不正確な情報の流布もあ
22 り、外国人市民への適切な情報提供、相談体制の強化と企業への働きかけが必要です。
23 日本語での情報共有が難しい人が多いなか、市役所ではポルトガル語通訳を配置する
24 ほか、翻訳機やウェブ会議システムでの通訳を導入するなどして対応していますが、
25 広く生活に必要な情報、災害などの非常時の情報を正確かつ十分に伝えることに課題
26 があります。また、災害時の外国人支援については地域との連携・協働も必要です。

27
28
29
30

1 **【取組の方向】**

2 **1 交流やコミュニケーション機会の充実**

- 3 ①言語や年代に関わらず同じ情報を共有できるツールとして、「やさしい日本語」の
4 活用促進を図ります。また、場面や対象に応じ、多様な情報媒体によるわかりやす
5 い情報発信に努めます。
6 ②地域で生活するなかで、言語や文化・習慣の違いによって「心の壁」が生じること
7 のないよう、外国人市民が日本語や日本の文化を学ぶ機会を提供します。

8
9 **2 生活支援の充実**

- 10 ①外国人労働者に対して不法な就労や不当な取り扱いがされないように、企業・事業
11 所等に対する啓発や、外国人市民への労働関連情報の提供に努めます。
12 ②安心して生活に関わる相談ができるよう、ポルトガル語の通訳者配置、国際協会と
13 の連携、翻訳機の利用、ウェブ会議システムを活用した相談を継続して行います。
14 ③日本語支援の必要な子どもに対する適応指導や学習支援を行うとともに、母語や母
15 国文化を学習する機会を提供することで、将来、多文化共生を推進できるリーダー
16 的な人材を育成します。また、外国にルーツを持つ子どもやその保護者に対する進
17 学のための奨学金制度などさまざまな情報提供等、進路保障に努めます。
18 ④災害時に外国人市民が情報弱者※とならない仕組みづくりに努めます。また、災害
19 に対する知識と防災意識の高揚を図り、災害時に共助の担い手となる外国人市民の
20 育成に取り組みます。

21
22 **3 多文化共生の地域づくり**

- 23 ①外国人市民が地域社会の構成員として、語学力・知識・国際感覚など自己の能力を
24 発揮しながら参加できるよう施策を推進します。
25 ②市民・企業・事業所・団体などを対象に、さまざまな機会を捉えて継続的に多文化
26 共生の意識向上に向けて啓発を行います。
27 ③市内に滞在・在住する外国人との言語・食文化・芸能などさまざまな交流活動など
28 を通じて、外国語教育や国際理解教育の充実を図ります。

29
30
31

1 **【主な関係法令および計画】**

- 2 ・国際人権規約 S41(1966)採択・S54 (1979) 批准
3 ・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律
4 (ヘイトスピーチ解消法) H28 (2016) 施行
5 ・出入国管理及び難民認定法 H2 (1990) 改正
6 ・日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例
7 法 H31 (2019) 改正
8 ・湖南省多文化共生社会の推進に関する条例 H24 (2012) 施行
9 ・湖南省多文化共生推進プラン～With Konan Plan II～H29 (2017) 策定
10 ・外国人児童生徒に関する指導指針 (滋賀県教育委員会) H17 (2005) 策定

11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31

1 (7) 感染症、患者



2 【現状と課題】

3 誤った情報や知識から、ハンセン病患者やエイズ患者・HIV感染者等に対する差別
4 や偏見が存在したことから、さまざまな教育・啓発が行われてきたところです。しか
5 し、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、患者やその家族・医療従事者・宅配業者
6 などへの差別が起こっています。これまで以上に、正しい情報や知識の普及啓発に努
7 め、差別や偏見を解消していかなければなりません。

8 また、アルコール・薬物・ギャンブル・インターネットゲーム等、特定の物質や行
9 為・過程に対して、やめたくても、「やめられない」「ほどほどにできない」状態とな
10 る依存症に対する取組が進められています。依存症に関する正しい知識と理解が得ら
11 れていない上、依存症への偏見、差別もあり、依存症の方やその家族が適切な治療や
12 支援に結びついていないという課題があります。

13 近年の診断技術や治療方法の進歩により、疾病における生存率が向上していること
14 から、働きながら治療を進める人々が増加しています。疾病を抱える労働者の中には、
15 「仕事のために適切な治療が受けられない」「職場の理解・支援体制の不足により離
16 職に至る」などの問題が生じています。今後は、労働力の高齢化が進むことが見込ま
17 れる中で、疾病を抱えた労働者の治療と仕事の両立への対応が必要となっています。
18 そのため、平成28年(2016年)に厚生労働省から、「事業場における治療と職業生
19 活の両立支援のためのガイドライン」が公表されました。がんや糖尿病などの生活習
20 慣病・精神疾患等を治療しながら、就労や就学が継続できるよう、理解と取組が必要
21 とされています。

22

23 【取組の方向】

24 1 正しい知識の普及啓発

25 ①患者やその家族等への差別や偏見をなくすため、ハンセン病・エイズ・新型コロナ
26 ウイルス感染症等の感染症に対する正しい知識の普及啓発に努めます。

27 ②依存症や慢性疾患に対する正しい理解の普及啓発を進めます。

28

29

30

1 **2 就労・社会参加への支援**

2 ①治療での通院や服薬・体調管理などが必要な人々が、継続して就労できるよう、関
3 係機関と連携しながら、就労機会の確保や環境整備、企業啓発に努めます。

4 ②アルコール依存症などについては、保健センターを中心とした相談体制を構築しま
5 す。医療機関での治療回復プログラム・自助グループ等民間団体と連携しながら本
6 人・家族支援を行います。

7

8 **【主な関係法令および計画】**

9 ・らい予防法の廃止に関する法律 H8（1996）施行

10 ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 H11（1999）施行・R3
11 （2021）改正

12 ・ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律 H13（2001）
13 施行

14 ・ハンセン病問題の解決の促進に関する法律 H21（2009）施行・R元（2019）
15 改正

16 ・厚生労働省「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」H28
17 （2016）

18 ・健康こなん 21 計画【健康増進計画・食育推進計画（第 2 次）】H30（2018）
19 策定

20 ・ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律 R元（2019）施行

21

22

1 **(8) 性の多様性※**



2 **【現状と課題】**

3 国内外での調査・研究において、人口の5%前後は性的マイノリティ（少数派）で
4 あることが推定されており、近年は「LGBT」という言葉も知られるようになって
5 きました（L＝レズビアン・女性同性愛者、G＝ゲイ・男性同性愛者、B＝バイセク
6 シュアル・両性愛者、T＝トランスジェンダー・体の性別とは異なる性別で生きる人）。
7 LGBTのほかにも、他者を恋愛の対象にしない人（無性愛者）や性自認※が男性か女
8 性かはっきりしない人など、性のあり方は多様であり、性的指向※・性自認※・性表現
9 ※は人によって異なります。

10 近年は、性に関わる課題をLGBTなど特定の人々にのみ配慮が必要な課題ではな
11 く、SOGI（Sexual Orientation and Gender Identity＝性的指向※および性自認
12 ※）としてすべての人の多様な性を尊重していくという意味の言葉も知られるよう
13 になってきました。

14 しかし、これまでの習慣、性別に関わるイメージや決めつけ、誤りや偏った情報な
15 どにより、いじめや不登校・自傷行為・自殺などが生じるなど、性的マイノリティを
16 めぐる課題が明らかになっています。また、性的指向※等のセクシュアリティを本人
17 の許可なく第三者に言いふらしたり、SNS※に書き込んだりするアウティングによっ
18 て人権侵害が生じています。

19 このような現状を踏まえ、学校教育では性の多様性※に関する学習を進めており、
20 その理解が進みつつあります。また、国・地方自治体・企業等での取組も始められて
21 いますが、地域や職場など社会において、性の多様性※に対する無理解により、当事
22 者が多くの困難に直面している状況があります。

23 性的マイノリティを取り巻く状況が人権課題であることを認識し、性別・性的指向
24 ※・性自認※・性表現※にかかわらず、自分らしく生きることが尊重される社会の実現
25 に向けて、多様な性について学ぶことで理解し、偏見を払拭していくことが必要です。

26 湖南省では、関係団体と連携し、啓発パンフレットの作成・配布、広報こなんや
27 ホームページで啓発を行っています。

28
29
30

1 **【取組の方向】**

2 **1 人権教育の推進**

3 ①教職員・自治体職員など、教育を進める立場の者の性の多様性※に対する正しい理
4 解を進めるため、性に関する基本的な知識をはじめ国際的な動向や学校等での対応
5 について研修を行い、資質を高めます。

6 ②児童生徒が、互いの性のあり方を尊重し、あるがままの存在を認める肯定的なメッ
7 セージを内面化させるため、学齢期の早い段階から性の多様性※について考える機
8 会を設けます。

9 ③学校内で性の多様性※について学習する重要性を共有するとともに、教育内容の検
10 討・充実を図ります。

11 ④性別に違和感を持っている児童生徒が抱える問題に対する配慮、対応の充実を図り
12 ます。

13

14 **2 啓発の推進**

15 ①学校の図書館や保健室・市内公共施設などにLGBTに関する書籍を置いたり、ポ
16 スターを掲示したりするなど、当事者はもとより市民の情報獲得の機会を作ります。

17 ②広報・ホームページなど各種情報媒体を活用した啓発をはじめ、講演会・研修会な
18 どの開催、啓発パンフレットの配布と活用など啓発活動に努めます。

19 ③個人の属性に関する情報である性的指向※や性自認※は、プライバシー権として保
20 護されていることから、プライバシー保護措置、相談による不利益取り扱い禁止に
21 ついて周知・啓発します。

22

23 **3 支援の充実**

24 ①広報・ホームページなどでの相談窓口情報の提供と周知を図ります。

25 ②関係機関・支援団体などと連携して相談体制の強化を図ります。

26 ③公共施設において、性別や障がいによらない「誰でもトイレ」の設置、各種書類に
27 おける不要な性別記載の廃止に向けて検討します。

28

29

30

31

1 **4 連携・協働による取組の推進**

2 ①教育・就労・医療・公共サービスなど、さまざまな場面での困難を解消するため、
3 関係課における相談体制の確立と情報交換、支援方策の検討を推進します。

4

5 **【主な関係法令および計画】**

6 ・人権教育・啓発に関する基本計画H14（2002）閣議決定

7 ・性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律 H16（2004）施行

8 ・自殺総合対策大綱 H24（2012）改正

9 ・第5次男女共同参画基本計画 R2（2020）閣議決定

10 ・性同一性障害や性的指向※・性自認※に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等
11 の実施について H27（2015）文部科学省通知

12 ・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機
13 会均等法）S61（1986）施行・R2（2020）改正

14 ・いじめ防止対策推進法H25（2013）施行・R2（2020）改正

15

16

17

1 (9) インターネットと人権



2 【現状と課題】

3 パソコン・スマートフォン・タブレットなどの多様な通信機器の普及により、幼児
4 から高齢者まで幅広い年代の人々がインターネットを広く利用するようになりまし
5 た。また、SNS※やアプリの活用によりコミュニケーションの幅が広がっています。

6 一方で、ネット上でのいじめ、児童ポルノ・リベンジポルノ※被害、個人情報の無
7 断掲載・流出、デマ情報の拡散、著作権侵害、性犯罪など、さまざまな問題が引き起
8 こされています。ネット上の匿名性を悪用した差別情報の投稿や偏見・デマの拡散な
9 どによって、部落差別・外国人差別・障がい者差別・新型コロナウイルス感染症に関
10 わる差別などが生じており、深刻な状態になっています。

11 自分自身が被害に巻き込まれないようにすること、他人の人権を侵害することにな
12 らないように、インターネット上での情報収集や情報発信には責任を持つことを含め、
13 利用の正しい知識を身につけることが必要です。

14 人権侵害や名誉棄損、差別を助長する書き込みや写真・動画などは、削除依頼、サ
15 イト管理者・プロバイダへの通報、警察署・法務局での相談などを行い、適切に対処
16 する必要があります。

17 湖南省では、滋賀県市町人権問題連絡会を通じ、インターネット差別書き込み対策
18 防止のための啓発会議に加入して取組を進めています。また、滋賀県人権センターを
19 はじめ、県内各自治体・人権団体などと連携し、対策を協議しています。

20

21 【取組の方向】

22 1 啓発の推進

23 ①被害者にも加害者にもならないよう、インターネット利用上の危険性や安全な利用
24 方法について、広報・ホームページなど各種情報媒体を活用した啓発を行います。

25 ②インターネット上での人権侵害等の被害にあった場合の相談や削除依頼などの対
26 処方法について、各種情報媒体を活用した啓発を行います。

27 ③広報・ホームページなどでの相談窓口情報の提供と周知を図ります。

28

29

30

1 **2 連携・協働による取組の推進**

2 ①関係機関・支援団体などと連携して相談体制の強化を図るとともに、インターネ
3 ット上の人権侵害の発見時や市民からの通報時には迅速な対応を行います。

4 ②法務局・県内自治体・関係団体との情報交換や対応の要請を行います。

5

6 **【主な関係法令および計画】**

7 ・特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律

8 (プロバイダ責任制限法) H13(2001)施行・R2(2020)改正

9 ・個人情報の保護に関する法律H15(2003)施行・R2(2020)改正

10 ・プロバイダ責任制限法 名誉棄損・プライバシー関係ガイドライン H30

11 (2018)改訂

12 ・プロバイダ責任制限法 発信者情報開示関係ガイドライン R2(2020)改訂

13

14

15

1 (10) 災害時の人権



2 【現状と課題】

3 東日本大震災において、緊急避難の過程で高齢者や障がいのある人が多く犠牲にな
4 ってしまったことが明らかになりました。これまで、自然災害に必要とされるのは人
5 道的援助の提供であると考えられてきたため、人権保護の観点での被災者支援が十分
6 ではなかったといえます。

7 災害時には「避難生活でプライバシーが守られない」「デマ・風評などによる差別的
8 な言動」「避難生活の長期化によるストレス・病気の悪化」「要配慮者に対する配慮不
9 足」などの人権侵害が生じています。

10 災害時において、社会的に弱い立場にある人々がより一層厳しい状況に置かれるこ
11 とがあるということを踏まえ、特別な支援や配慮が必要な人たちの存在に対する認識
12 を確立するとともに、人権確保の視点に立った被災者支援を進める必要があります。

13 湖南省では、地域の防災リーダーとして防災士の育成を進めており、現在その2割
14 程度が女性で、今後も各区への働きかけなどを通じて、女性防災士の育成に努めると
15 ともに、障がいのある人・外国人・子どもなど多様な人材の地域活動への参画を進め、
16 それぞれの視点で地域づくりを行うことを通して、地域住民による共助のしくみづく
17 りと減災に向けた取組を進める必要があります。

18

19 【取組の方向】

20 1 防災計画の充実

21 ①防災対策の検討過程等における女性や障がいのある人の参画の推進、避難所生活等
22 における要配慮者の視点を踏まえた対応を位置づけた防災計画を策定します。

23

24 2 被災者支援の充実

25 ①被災者の権利と尊厳を損なわないスフィア基準※を満たした避難所の運営に努めま
26 す。また、介護・通訳ボランティアの活用やプライバシーへ配慮した受け入れ態勢
27 の整備に努めます。

28 ②通常の避難所での共同生活が困難な要配慮者の受け入れ先として、バリアフリー化
29 に配慮した福祉避難所の確保を行います。

1 ③地域・近隣住民同士での援助が進められるよう、平常時から要配慮者（高齢者・障
2 がいのある人・難病患者・乳幼児・妊産婦・外国人等）への理解と啓発、情報把握
3 を行い、共助の体制づくりを推進します。

4

5 【主な関係法令および計画】

- 6 ・災害対策基本法 S 36（1961）施行・R 3（2021）改正
- 7 ・防災基本計画 S 38（1963）策定・R 3（2021）修正
- 8 ・湖南省地域防災計画 R2（2020）修正
- 9 ・湖南省福祉避難所開設・運営マニュアル H31（2019）改訂

10

11 (11) 個人情報の保護



12 【現状と課題】

13 現代社会では、個人情報を利用したさまざまなサービスが提供されています。平成
14 17年(2005年)4月「個人情報の保護に関する法律」が全面施行され、行政機関はも
15 とより、事業者にも個人情報の適正な取り扱いが義務づけられました。

16 個人情報は、個人の人格を尊重するという理念のもと、慎重に取り扱う必要があり
17 ますが、個人情報の盗用・流出事件が後を絶ちません。行政はより一層個人情報の適
18 切な管理に努めるとともに、市民や企業・事業所に対し、個人情報保護の重要性につ
19 いて啓発していく必要があります。また、不必要な個人情報の収集について見直し
20 が必要です。

21

22 【取組の方向】

23 1 啓発の推進

24 ①個人情報保護制度をもとに、情報の収集と人権侵害についての啓発を進めます。

25 また、「事前登録型本人通知制度」など、個人情報を守るための制度等の周知に努
26 めます。

27 2 相談体制の充実

28 ②個人情報の漏洩、流出に対する通報・相談窓口の充実と周知を強化します。

29

30

1 **【主な関係法令および計画】**

- 2 ・個人情報の保護に関する法律H15（2003）施行・R2（2020）改正
3 ・湖南省個人情報保護条例H16（2004）施行

4

5 **（12）さまざまな人権の尊重**



6 **①独自の歴史・文化を持つ人々**

7 湖南省でも、沖縄・在日コリアンなど独自の言語・文化・アイデンティティを有す
8 る市民が共に生活しています。

9 例えば、日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であるとされたアイヌの
10 人々（アイヌ民族支援法より）は、独自の言語や伝統的な儀式・祭事、多くの口承文
11 学（ユーカラ）など独自の文化を育んできました。しかし、近世以降のいわゆる同化
12 政策などにより、その歴史や文化の十分な保存・伝承、国民的な理解が図られていま
13 せん。そのため、就職や結婚などにおいて偏見や差別が依然として存在しています。

14 アイヌの人々をはじめ、さまざまな民族の人々の誇りが尊重される社会の実現に向
15 けて、民族の歴史や文化に対する理解を深め、偏見や差別をなくすための啓発活動、
16 相談活動等を行います。

17

18 **【主な関係法令および計画】**

- 19 ・アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律
20 H9（1997）制定・R元（2019）廃止
21 ・アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律
22 （アイヌ民族支援法、アイヌ新法）R2（2020）施行
23 ・在日韓国・朝鮮人児童生徒に関する指導指針（滋賀県教育委員会）H9（1997）策定

24

25 **②刑を終えて出所した人**

26 刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、住居の確保や就職
27 で多くの困難や差別に直面しており厳しい状況にあります。社会復帰を目指す人々が
28 地域社会の一員として円滑な社会生活を営むためには、本人の更生意欲だけではなく、
29 家族・職場・地域社会の理解と協力が必要です。

1 これらの人々に対する偏見や差別をなくすため、「社会を明るくする運動※」に取り
2 組むとともに、更生保護の啓発活動、社会復帰と自立支援に必要な相談活動やサポー
3 ト体制づくりを行います。

4

5 **【主な関係法令および計画】**

- 6 ・再犯の防止等の推進に関する法律H28（2016）施行
- 7 ・再犯防止推進計画・10の再犯防止アクション宣言 H29(2017)策定
- 8 ・再犯防止推進計画加速化プラン R元（2019）閣議決定

9

10 **③犯罪被害者とその家族**

11 犯罪被害者やその家族は、犯罪そのものやその後遺症など直接的な被害のほか、
12 プライバシーが侵害されたり、うわさや中傷などにより傷つけられたりするなどの二
13 次的な被害により、生活の平穏が脅かされたりするなどの問題が指摘されています。

14 犯罪被害者等の人権に対する配慮と保護を目的に、「犯罪被害者週間」（毎年11月
15 25日から12月1日まで）を中心に、犯罪被害者が置かれている状況やプライバシー
16 への配慮の重要性など、市民に理解を深める活動に取り組みます。

17

18 **【主な関係法令および計画】**

- 19 ・犯罪被害者等基本法H16（2004）施行
- 20 ・第4次犯罪被害者等基本計画 R3（2021）策定

21

22 **④ホームレス**

23 失業や家族不和などのさまざまな事情でホームレスとなった人々に対して、偏見や
24 差別が根強く存在しており、嫌がらせや暴行を加えるなどの事案が発生しています。
25 また、福祉や医療などのサービスを受けにくく、健康状態が悪化したり、高齢である
26 ことによって求職活動が困難になったりしている状況があります。

27 ホームレスの人々が置かれている困難な状況に対する理解を深めるための啓発活
28 動を行います。また、ホームレスの人々の自立を図るため、就業機会や居住場所の確
29 保などの支援等に向けて関係機関の連携を推進します。

30

31

1 **【主な関係法令および計画】**

- 2 ・ホームレスの自立支援等に関する特別措置法H14（2002）施行
3 ・ホームレスの自立支援等に関する基本方針H15（2003）策定

6 **⑤北朝鮮当局による拉致被害者**

7 北朝鮮当局による日本人拉致は、日本に対する主権侵害であるとともに、生命と安
8 全にかかわる重大な人権侵害です。

9 「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」（毎年12月10日から16日まで）を中心に、
10 拉致問題等についての正しい知識の普及を図り、市民の関心と認識を深めるための啓
11 発を行います。

13 **【主な関係法令および計画】**

- 14 ・拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律H18（2006）
15 施行

17 **⑥人身取引**

18 人身取引とは、性的サービスの強要や労働の強要などによって搾取・利益を得るこ
19 とを目的に、暴力・脅迫・誘拐・詐欺などの手段によって人を支配下に置いたり引き
20 渡したりする犯罪です。被害者の多くは社会的・経済的に弱い立場にある女性、外国
21 人技能実習制度を利用して来日した外国人です。

22 人身取引は、深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、その被害の回復は困難を極め
23 ます。人道的な観点から迅速・的確な対応が必要です。警察署・出入国在留管理局を
24 はじめ、法務局・支援団体等による通報・相談窓口の周知を図ります。また、インタ
25 ーネットや多言語での情報発信に努めます。

27 **【主な関係法令および計画】**

- 28 ・人身取引対策行動計画H16（2004）策定
29 ・人身取引対策行動計画2009 H21（2009）改定
30 ・人身取引対策行動計画2014 H26（2014）改定

31

1 **⑦東日本大震災に起因する差別**

2 平成 23 年（2011 年）に発生した東日本大震災は、東北地方太平洋沖地震による
3 災害および地震と津波に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所事故による災
4 害であり、甚大な被害が生じた未曾有の大災害です。この大震災により多くの命が犠
5 牲となり、生活・働く場が奪われただけではなく、原子力発電所の事故によって被災
6 地の農業・水産業は風評被害を受け、避難先での被災者に対する誹謗・中傷などの差
7 別が起きるなど、人権侵害の被害は深刻なものになり、風評に基づく偏見・差別が今
8 なお続いています。被災地の現状などに関する情報について正しい理解に努めなけれ
9 ばなりません。

10 避難している被災者に対する救済に関わる情報提供、人権侵害等の相談窓口の周知
11 を図ります。

12

13 **【主な関係法令および計画】**

- 14 ・東日本大震災復興基本法 H23（2011）施行
15 ・福島復興再生特別措置法 H24（2012）施行
16 ・東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支え
17 るための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律 H24（2012）
18 施行

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

6. 総合的な施策の推進

(1) 庁内における推進体制

市の人権関連施策を総合的かつ効果的に推進するために、「湖南省人権対策推進本部」を活用し、関係部署相互の一層の連携・協力を図るとともに、各部署では、この計画の趣旨を十分踏まえ、諸施策を実施します。

また、市行政のあらゆる分野で人権尊重の視点に立った行政が推進されるよう、各部署に「人権対策小委員会」を設置し、市の施策の点検を行います。

(2) 市民との協働による施策の推進

人権尊重の社会づくりには、市民一人ひとりの行動が不可欠です。市民が、人権を日常の問題として主体的に考え、学び、行動することを尊重し、家庭、地域、学校、企業・事業所などあらゆる場において、市民との協働により人権施策を推進します。

また、情報・学習機会の提供や、啓発資材の貸出し等を行い、人材の養成に努めます。

(3) 関係機関・団体との連携

人権尊重の社会づくりには、関係機関・関係団体との協力が必要です。人権施策の取組をより効果的なものとするため、国・県などの関係機関と連携・協力を図ります。

また、人権に関わる活動や各分野で多様な活動を展開している関係機関・関係団体と幅広い連携・協力を努めます。

(4) 進行管理および見直し

人権問題に深く関わる関係者などで構成される人権擁護審議会により、計画の検討、見直しなどを行っていきます。この計画に掲げた内容については、点検による取組状況の把握などを行います。

施策体系図

市民一人ひとりが人権感覚を高め、
お互いを認め合う人権尊重のまちづくり

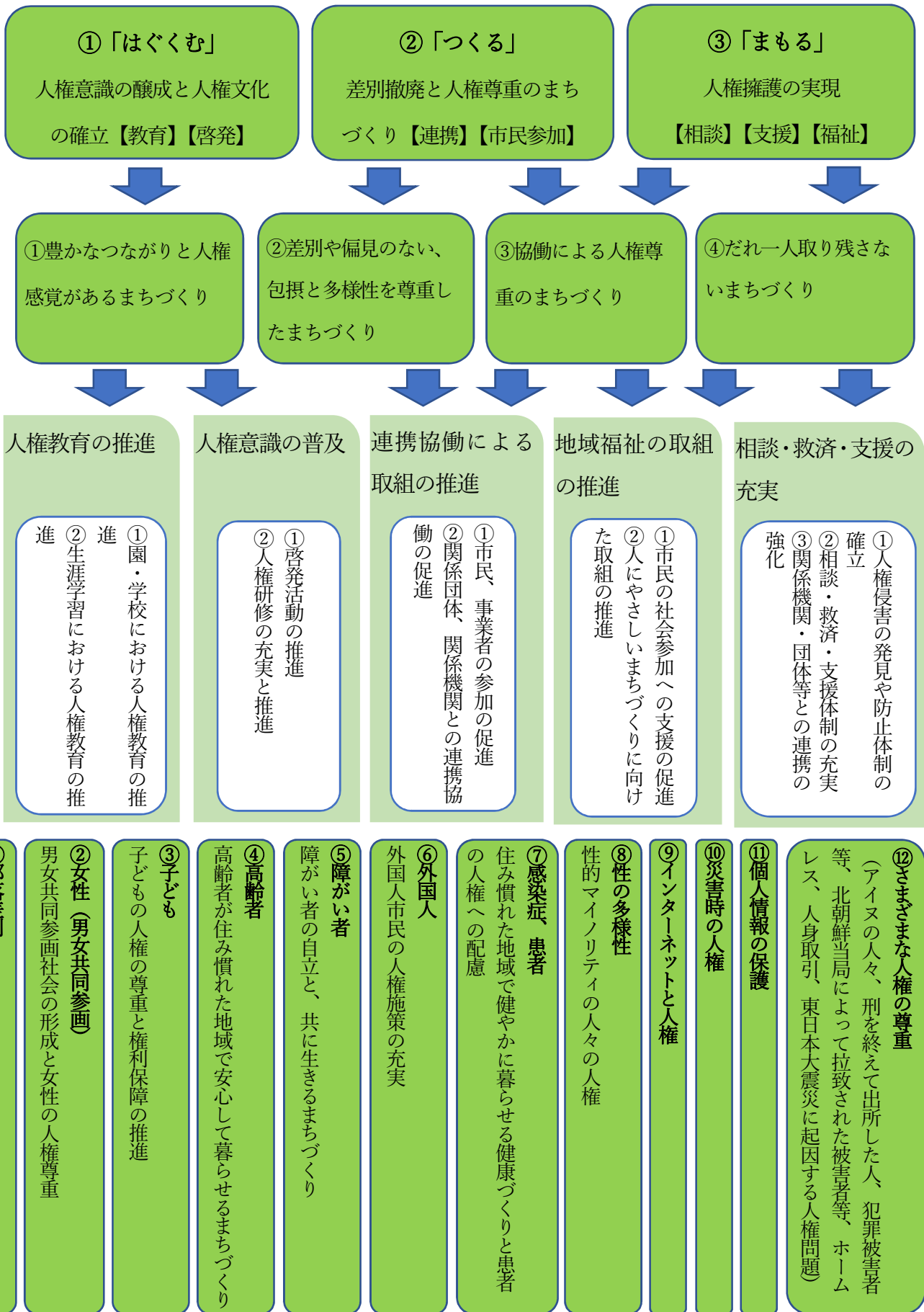
基本理念

方向性

基本目標

重点施策と取組の方向

分野別施策



6. 総合的な施策の推進 体系図

計画の推進

「湖南省人権総合計画」

5つの重点施策と
取組の方向

反映
調整

12の分野別施策
(他の基本計画
・行動計画)

施策の
検証
推進

意見
・
助言

庁内における推進体制

湖南省人権対策推進本部
人権関連施策の総合的な推進

人権対策小委員会
人権尊重の視点に立った施策の点検

各担当課 施策の実施

各種調整会議
分野別施策の具体的な
推進・調整

湖南省

計画の検討・協議組織

湖南省人権擁護審議会
計画の実施その他人権擁護の
ために必要な事項の審議

連携

関係機関・関係団体との連携

連携協働による人権施策の推進

市民・事業者等

連携

用語説明(五十音順)

	用語	説明
あ 行	アウトリーチ	直訳は「外に手を伸ばすこと」を意味し、福祉分野では「支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて、情報、支援を届けるプロセス」のこと。
	インクルーシブ	「ソーシャル・インクルージョン」（社会的包摂）という言葉からきており、あらゆる人が孤立したり排除されたりしないよう擁護し、社会に生きる一員としてともに過ごし、支え合うという社会政策の理念を表す。インクルーシブな社会とは、誰も排除されない社会のこと。
	インクルーシブ教育	障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに学ぶことで、共生社会を実現する教育のこと。
	SNS (エスエヌエス)	Social Networking Service（ソーシャルネットワーキングサービス）の略で、登録された利用者同士が交流できるインターネット上の会員制サービス。Line、Twitter、Instagram、Facebookなどは世界中で多くの人々が利用している。
	えせ同和行為	同和問題を口実にして、企業や行政機関等に不当な利益や義務のないことを要求する行為のこと。
	エンパワーメント	個人的・社会的・経済的に抑圧された状態に置かれた個人や集団が、自らの権利意識に基づいて、自己主張・自己決定・自己実現を行うことで、それまでになかった自己の権利を回復すること。
か 行	忌避意識	ある事柄や人物の存在を認めず嫌ったり避けたりするなど、関わりたくないという意識のこと。部落差別においては、被差別部落出身者と見なされないよう、関わりを避けようとする意識のこと。
	合理的配慮	一人ひとりの特性や場面にに応じて発生する困難を解消するため、個別の調整や変更を行うこと。「障害者差別解消法」では事業者に対して、障がい者への不当な取り扱いをなくすよう合理的配慮の提供が義務となっている。
さ 行	社会的な援護を要する人々	社会的ストレスやアルコール依存など「心身の障害」を抱えた人、ホームレスや外国人など「社会的排除や摩擦」を受けた人、孤独死・自殺の傾向や家庭内虐待・暴力など「社会的孤立や孤独」の状態にある人のこと。また、これらの問題が重複・複合化して、社会福祉による援護を必要としている人々のこと。
	社会を明るくする運動	すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい地域社会を築こうとする運動のこと。
	就職困難者	障がい者、ひとり親、高齢者、外国人、学卒無業者および健康・家庭の問題、社会的差別や偏見などにより、働く意欲がありながら、働くことが困難である人のこと。
	情報弱者	情報の入手や利用について困難を抱える人のこと。
	スクールソーシャルワーカー	教育・社会福祉に関する専門的な知識や技術を有し、問題を抱えた児童・生徒が置かれている環境への働きかけや、保護者・関係機関とのネットワークを構築して多様な支援方法を用いて問題の解決を図る専門職のこと。
	スフィア基準	「災害や紛争の影響を受けた人びとは、尊厳ある生活を営む権利があり、従って、支援を受ける権利がある。」「災害や紛争による苦痛を軽減するために、実行可能なあらゆる手段が尽くされなくてはならない。」という基本理念のもと、被災者すべてが平等かつ公正な支援を受けるためだけでなく、支援者側の説明責任や支援の質の維持に向けて、「人権憲章、権利保護の原則、コア基準」の共通土台と、生命保護に不可欠な4つの要素（①給水・衛生・衛生促進、②食糧確保と栄養、③シェルター・居留置地などの非食料物資、④保健活動）における最低基準を定めたもの。
	性自認	性のあり方の中で、自らがどのような性と認識しているかという要素のこと。
	性的指向	性のあり方の中で、どんな性に恋愛感情・性的感情をもつのか、またはもたないのかという要素のこと。
	成年後見制度	認知症や障がいなどの理由で、判断能力が不十分とされる人々が不利益を被らないよう、財産・福祉サービスを受ける権利を保護し、支援を行う制度のこと。
	性の多様性	男性か女性かの二者のみで性別を決めたり、異性愛のみが正しいかのような見方をしたりするのではなく、主に4つの要素（身体的性・性的指向・性自認・性表現）から性をとらえ、多様な性を認め合おうという考え方のこと。
	性表現	性のあり方のなかで、自分が見せたい性の特徴を、服装や髪型、言動などで表現する要素のこと。

用語説明(五十音順)

	用語	説明
た 行	第2種社会福祉施設	社会福祉法で定められている社会福祉事業のうち、生活困窮者、障がい者、高齢者、子どもなどの在宅生活を支えるための支援事業を行う施設のこと。
な 行	ノーマライゼーション	社会福祉をめぐる社会理念の一つで、障がい者、高齢者など社会的少数者であるか否かに関係なく、生活や権利などが保障された環境をつくっていく考え方のこと。
は 行	ピアサポート	「ピア」とは同じような立場や境遇、経験等をともにする人たちを表す言葉で、このような仲間、対等性をもつ者同士で支え合うこと。
	ピクトグラム	何らかの情報や注意を示すために表示される視覚記号のこと。
や 行	ヤングケアラー	家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護などのサポートなどを行っている18歳未満の子ども。
	ユニバーサルデザイン	言語・文化や年齢、能力などの違いにかかわらず、できるだけ多くの人が使いやすいように配慮して、施設・建物・製品・環境・行事等をデザイン（計画・実施）していこうとする考え方のこと。
ら 行	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ	性と生殖における個人の自由と法的権利の一つで、妊娠を望む人・望まない人などを問わず、心身ともに満たされ健康にいられること。
	リベンジポルノ	元交際相手や離婚した配偶者が、相手から拒否されたことの仕返しに、私的な性的画像を無断でインターネット上に公開する行為のこと。
	隣保館	地域社会の中で福祉の充実や人権啓発と住民交流の拠点として、生活上の相談事業や人権課題解決のための事業を総合的に行うコミュニティセンターのこと。
	隣保事業	隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業のこと。社会福祉法上に定められている。
わ 行	ワーク・ライフ・（ケア）・バランス	介護離職をなくすための、仕事と介護の両立を表す言葉。

○湖南省のあらゆる差別撤廃と人権擁護を目指す条例

平成16年10月1日

条例第130号

基本的人権の尊重と法の下での平等を定めた日本国憲法及び「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とした世界人権宣言の基本理念を踏まえ部落差別をはじめとする障害者、女性、在日外国人等へのあらゆる差別や人権侵害をなくし、市民すべての人権意識の高揚を図り、もって差別のない明るい地域づくりの実現のためこの条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、市民一人ひとりの参加による人権意識の高揚を図るとともに、人権擁護に努め、部落差別をはじめとするあらゆる差別(以下「あらゆる差別」という。)のない地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を推進するとともに、市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、互いに基本的人権を尊重するとともに、差別を温存し、又は助長する行為をしないよう努め、市が実施する施策に協力するものとする。

(市の施策)

第4条 市は、あらゆる差別をなくすため、湖南省総合計画及び関係法令等に基づき、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興と就労の安定、教育文化の向上、人権擁護等必要な施策を推進するものとする。

(啓発活動の充実)

第5条 市は、市民の人権意識の高揚を図るため、啓発組織の充実と啓発事業の取組に努め、あらゆる差別を許さない社会的環境の醸成を促進するものとする。

(調査等の実施)

第6条 市は、この条例の目的を達成するため必要に応じ調査等を行うものとする。

(推進体制の充実)

第7条 市は、第2条に規定する必要な施策を効果的に推進するため、関係機関等との連携

を密にし、活動の充実に努めるものとする。

(審議会の設置)

第8条 市は、この条例の目的達成のための重要事項を調査審議する機関として、湖南省
人権擁護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の組織及び運営については、別に規則で定める。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

○湖南省人権擁護審議会規則

平成16年10月1日

規則第95号

(趣旨)

第1条 この規則は、湖南省のあらゆる差別撤廃と人権擁護を目指す条例(平成16年湖南省条例第130号)第8条の規定に基づき、湖南省人権擁護審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 人権問題に関して学識経験を有するもの
- (2) 市の議会議員
- (3) 区長会の代表
- (4) 人権擁護委員
- (5) 市内の人権擁護にかかわる関係機関・団体の代表
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とし、再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。

(専門部会)

第7条 審議会は、必要に応じ専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は会長が指名した委員で組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会を統括し、会議の経過及び結果を審議会に報告する。
- 5 部会の運営その他必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(関係職員の出席及び資料の提出)

第8条 会長は、議事に関して必要と認めた場合においては、関係職員の出席、資料の提出又は説明などの協力を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、総務部人権政策課において処理する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

付 則(平成19年規則第6号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

湖南省人権擁護審議会委員名簿

(任期：令和2年8月1日～令和4年3月31日)

氏名	団体・組織	備考	所属部会
妻木 進吾	龍谷大学経営学部准教授	副会長	部落差別・教育
河井 一久	滋賀県人権センター		部落差別(部会長)・福祉
山口 敏樹	NPO法人むげ		部落差別・福祉(部会長)
松山 辰也	菩提寺北小学校		教育(部会長)
竹内 孝	(区長会代表)		福祉
井上 明保	人権擁護委員	会長	部落差別
江田 聡一郎	企業・事業所人権啓発推進協議会	任期 令和3年5月20日～ 令和4年3月31日	部落差別
森川 富彦		任期 令和2年8月1日～令 和3年5月19日	
永坂 茂美	社会福祉協議会		福祉
永田 清	民生委員児童委員協議会		福祉
山村 勉	人権まちづくり会議		教育
立入 幸子	老人クラブ連合会	任期 令和3年5月20日～ 令和4年3月31日	福祉
林 和子		任期 令和2年8月1日～令 和3年5月19日	
岸本 恵美子	障がい児者団体		福祉
園田 小房	女性の悩み相談員		教育
山田 三裕	人権団体		部落差別
谷口 満	国際協会		教育
藪 重勝	公募委員	任期 令和2年8月1日～令 和3年7月6日	教育

湖南省市民憲章

平成17年11月20日制定

わたしたちは、悠久の野洲川の流れに沿った美しい郷土を愛し、先人が築いてきた文化や歴史に感謝して、活気と希望に満ちた、ゆたかで創造的なまちをつくるために、この憲章を定めます。

一、美しい水と緑を大切にし、

自然と調和したまちをつくります。

一、たがいの人権を認めあい、

思いやりのあるまちをつくります。

一、子どもが健やかに育ち、

障がい者や老人をはじめ、だれもが、

安心して暮らせるまちをつくります。

一、ゆたかな歴史を重んじ、

香り高い文化のまちをつくります。

一、社会の規律を守り、

安全で住みよいまちをつくります。

非核平和都市宣言

私達は緑と清流に恵まれた自然と、祖先が築いてきた尊い歴史と香り高い文化の中で日々平和な生活を享有しています。

この平和を恒久的なものにするため、世界唯一の核被爆国として、全世界の人々に被爆の恐ろしさ、苦しみを訴え、再びその惨禍を繰り返してはなりません。

そのため、私達湖南省市民は、我が国の基本方針である非核三原則を堅持し、あらゆる国の核兵器の廃絶を訴え、人間の尊厳を守り、基本的人権の尊重と恒久平和を求め、ここに「非核平和都市」を宣言します。

平成17年8月5日

湖南省人権尊重都市宣言

すべての人は、しあわせに生きる権利をもっています。それが基本的人権であり、誰にも侵されることのない永久の権利です。

わたしたちは、日本国憲法と世界人権宣言の理念にのっとり、一人ひとりの基本的人権を尊重し、あらゆる差別のない心のかよいう明るいまちの実現を願っています。

自らの人権意識を高め、人権尊重の輪を広げ、明るい住みよい社会を築くため、湖南省は「人権尊重都市」を宣言します。

平成17年12月6日

当日資料 1

人権総合計画(案)に対する意見集約・検討結果(R3 第2回人権擁護審議会)

意見者 属性	意見内容		検討結果
第2回 人権擁護 審議会	1	1ページの7行目。人権教育及び人権啓発の推進に関する法律が出ているが、法律はこれだけではない。「人権関係法令等に基づき」と書いた方が、全体的な人権関係の法律を包括する。国際人権規約や、様々な国連関係諸条約も批准したものは国内法。それらを受けて、それ以外にも様々な人権関係法令があるので、これは一面的な部分ではないか。訂正を。	P1の文言は以前の人権擁護総合計画の文言をそのままとしています。 P2 計画の性格 に文言を追加しました。
	2	1ページの15から16行目のところで、「これまでの成果を踏まえ」というより、「これまでの計画の理念を受け継ぐ」という言い方が良いのではないかと。踏まえるというより、中身の具体的なもの、理念を受け継ぐという形の方が、継続性が担保できる	ご意見のとおり訂正しました。
	3	3ページのところで、法律等と書いてある部分を、法律等の後ろに括弧で「(制度を含む)」と入れると、より丁寧。	P3 18行目法律や制度に修正しました。
	4	「自らの権利」というのは、認知されにくい。「市民的権利」という言い方がすっきりするで入れていただきたい。	P3、19行目に「市民的権利」に修正しました。
	5	「サポート体制等の充実とともに、教育啓発を充実させることが必要である。」その方が適切では	P3、19、20行目を修正しました。
	6	5ページの、13行目のタイトルが、地域に向けた発信のタイトルかと中身を見ると受けとめる。「他者の権利と自己の権利双方を尊重する環境づくり」と非常に難しい言葉で、「福祉と人権のまちづくり」と入れたらすっきりするのではないかと。	P5、6は2019年に実施した市民実態調査の結果要約であるため、加筆修正は行いません。

当日資料 1

人権総合計画(案)に対する意見集約・検討結果(R3 第2回人権擁護審議会)

7	20 行目のこのタイトルも難しい言い回し。行政は他でうたっているの、例えば経団連が言っている、「良き企業市民」社会貢献活動。CSRなど、そういう意味でそういう文言の方がよい。経団連は「よき企業市民として積極的に社会貢献活動を行う」という言い回し。ここでは、企業向けにしっかり対応したほうが良い。	P5, 6は 2019 年に実施した市民実態調査の結果要約であるため、加筆修正は行いません。
8	7 ページ 16 行目。「自ら学ぶ」よりは「共に学ぶ」ことによって、人権感覚が作られていくので、共に学ぶという視点を入れてもらった方が、人権感覚がつきやすいと思う。	7 ページ 16 行目に修正しました。
9	8 ページの 6 から 7 行目。「外国人などの様々な人権課題は、複合的、重層的に現れています。」現れは、難しい「顕れ」、そういう形に変更してもらったほうが良い。複合的は、複数系ですけど重層的というのは、かなりの重なりがある、その二つを、文言として入れた方が適切ではないか。	課題が複合的に現れ、支援を重層的に行うという考え方で記載をします。常用漢字である「現れ」とします。
10	9 ページの 5 行目。「社会的課題として」に読点をつけて、「地域課題の把握、括弧、発見をするため、アウトリーチ活動、調査研究活動などにより誰もが相談しやすい環境を推進します。」とする。これは隣保事業の基本精神で、そういう文言を入れてもらった方がより安心して、発信できるのではないか。 9 ページの最後の部分の「職員」と書いているが、この職員の部分、「また」で起こして、また「、」として改行したら、続くのではないか。	9 ページの 5 行目、6 行目をご意見の通り修正しました。
11	10 ページの 11 行目。「などの理由で」のあとに「重なり」と入れたほうがより、重層的課題というのが対応できる。	10 ページの 11 行目。「などの理由で重なることで」と修正しました。

当日資料 1

人権総合計画(案)に対する意見集約・検討結果(R3 第2回人権擁護審議会)

12	18 ページの 27 行目。対応マニュアルと言っているが、次のページには、差別事象対応マニュアルと書いている。何の対応マニュアルかわからないので、(差別事象を)入れた方が、よりわかりやすい。	18 ページの 27 行目「差別事象対応マニュアル」と修正しました。
13	9 ページの、コラムに、「隣保館の、活用は無料または低額な料金で」と書いたが、(本文に)文言はどこにも入ってない。対象者が積極的に活用できるように、文言を入れてもらった方がよい。	P28 22 行目「地域総合センターの機能を十分に発揮し、より多くの市民が積極的に活用できるよう」と記載しています。
14	28 ページ、20 と 22 の行の間に、隣保事業の非常に大事な項目なので、項目を起こして、「社会調査、研究活動の推進」というタイトルを入れていただきたい。この項目の中に、地域総合センターにおいては、(1)地域の基礎調査。(2)高齢世帯の調査。(3)社会的援護を必要とする世帯の調査。(4)子どもの実態調査。(5)各種教室、講座のニーズ調査。(6)まちづくりの参加意欲調査。(7)意識調査など、文言をしっかりと入れていただく。研究事業としてさらに、(1)地域の部落史運動史。(2)地区や地域の生業などの歴史。(3)地域の遊びの文化やその歴史、移り変わり。(4)地区や地域の諸行事の歴史、移り変わり等を、そういうものを入れることでより鮮明に、隣保館での活動が見えてくるのではないかと。	P9 地域総合センターでの隣保事業についてコラムで記載を追加しました。
15	25 行目の「総合的な支援」を、「総合的・重層的支援」に書き換えていただいたら。問題提起をして訂正をお願いしたい。	P28 21 行目の「総合的な支援」を、「総合的・重層的な支援」に修正しました。
16	例えば、24 ページ 7 行目、今後、地域総合センター、「または、まちづくりセンター」を加えてもらって、人権視点云々というものを、加えていただいた方が良いのではないかと。	施設にはそれぞれの役割があり、計画に基づく具体的な施策を考えていく中で検討していきます。

当日資料 1

人権総合計画(案)に対する意見集約・検討結果(R3 第2回人権擁護審議会)

17	「インターネット上の差別の書き込み」で、点が入って「メディアによる差別記事」とかいうのも少し入れていただけたら	P11 8行目に「メディアによる差別記事」を記載しました。
18	38 ページの「子どもの活動・参画の保障」で、39 ページのところにまたがって、児童館事業の充実拡大に向けてというのは文言入れていただいたが、制度があるわけだから、(移動児童館の)制度活用を含む	子どもについての具体的施策については、「湖南省子ども子育て支援事業計画」にも記載しています。
19	45 ページの7行目、雇用・就労の推進のところ、ここは「障がい者の施設への物品の発注に努めます」と書いてあるが、裏付けとなる障害者優先調達推進法というのが書いていない。書いておかないと説得力がない。法律があればより積極的に展開できる。	46 ページの7行目に記載しました。
20	51 ページの1行目。ここは以前 SDGs で例えば、薬物依存関係でダルクの問題を言った。厚生労働省の依存症対策というものがあり、そこには、アルコール依存症、薬物依存症、ギャンブル等依存症などが大きな社会問題。おそらく湖南省でも他人事ではない。だから、この辺をどこに盛り込むのか。そして SDGs でも、ターゲットの35番目に薬物乱用やアルコールの有害な接種を含む物質乱用の防止事業を強化すると、今回抜けているが、それを入れた方がよい。	50 ページの8行目から依存症の課題について記載しました。 51 ページ 4行目も取組についても記載しました。
21	湖南省で三雲に児童館1つだけというのはおかしい。	子どもについての具体的施策については、「湖南省子ども子育て支援事業計画」にも記載しています。

当日資料 1

人権総合計画(案)に対する意見集約・検討結果(R3 第2回人権擁護審議会)

22	<p>47 ページ 22 行目「相談体制の強化と企業への働きかけ」と書いているが企業に対しては何らかの手当を市としては財政的に難しいかもしれないが、やっていかなければいけないのではありませんか。49 ページ、2の生活支援充実、「外国人労働者に対して不法な就労や不当な取り扱いがされないように、企業等…」と書いているが、そこも含めて。</p> <p>P48、17 行目。「進学のための情報提供等、進路保障に努めます」とあるが情報提供だけでいいのか。自分が関わった外国人労働者の子どもで大学に行って、数か月で辞めている子もいる。情報提供だけで本当に良いのか。奨学金というか経済的な裏付けをしっかりやらないと、そういう子どもがこれからも起こってくる。情報提供だけではなく、経済的支援などの文言を入れたほうが良いのではないかと。</p>	<p>P48 2 で外国人市民の就労についてふれています。現在、「湖南省多文化共生推進プラン」の改定を行い、取組の検討を行っています。また「就労支援計画」といった個別計画に基づき取組を進めていきます。</p> <p>ご意見を参考に、検討していきます。</p>
23	<p>53 ページの性の多様性のところ、アウトティングの問題などが載っていない。当事者の意見を聞くと、アウトティングにさらされるのが一番怖いという話もよく聞く。この現状と課題の中に、アウトティングやカミングアウトの文言を入れていただけるとありがたい。</p>	<p>52ページ17行目 アウトティングについて記載しました。</p>
24	<p>41 ページの高齢者の部分。滋賀県人権センターは人権相談もしているが、湖南省の方から、高齢者の方でも自分が病気になってどこへどう連絡したらいいのかわからないと。どういった支援が受けられるのか非常にわかりにくいという意見があったので、高齢者のところでどういった支援ができるかと、具体的なものを表にするのか、別途表記するのか、それは別として、考えていただければありがたい。</p>	<p>高齢者の相談については毎月広報に案内掲載をしています。担当課と連携し、分かりやすい周知に努めます。</p>
25	<p>人権研修とか教育のありようみたいなものを、もう1回ちょっと考え直さないといけないのでは。面白くできると思う。義務的にやるよりは、非常に楽しい面白い興味深い学びとして、設定することも可能だと思うので、ぜひその辺りを模索していきたい。</p>	<p>ご意見を参考に、人権研修や人権教育について検討していきます。</p>

当日資料 1

人権総合計画(案)に対する意見集約・検討結果(R3 第2回人権擁護審議会)

26	<p>自分がマイノリティの少数の弱者の立場とか、マイノリティの立場の人がいることを学習して知らない、少数の弱者のことをわからない。人権学習を続けていかないといけない。困っている人はこういう弱い立場であるということを知るために、人権研修はやっていかないといけない活動。それともう1つ。外国の方も、いろいろな社会(文化で)、いろいろな金銭的な支援など、本当に生活困窮でお金を貸してほしいという人から、そういった制度を利用できるということで、ある面では(簡単に)お金を借りられるのだと考える人もいる。(生活支援のお金を借りられている)本当の実態とは沿っていない部分があるかもしれないと思う。その考え方も違うので、実態を調べることも必要。</p>	<p>ご意見を参考に、教育・啓発について検討していきます。</p>
27	<p>相談支援の充実のところ、総合的な支援を。重層的な支援に変えたほうがいいということがあった。どうやって実行していくか、これから問われている。</p> <p>相談体制については、一人ひとりがスキルを持っていないとそれぞれの相談に応じられない。相談支援をする人の技量はアップしていかなければならない。「相談体制の充実」となっているが、やはり人を育成していかないと、次につなげていく重層的な支援もできないと思う。人育てのところを書いてあったら、良い計画になる。</p>	<p>P27(5)相談・救済・支援の充実の【現状と課題】に記載し、【取組の方向】の相談・救済・支援体制の充実に記載していますが、ご意見を参考に、検討していきます。</p>
28	<p>湖南省の人権総合計画ということで、いかに実行に移してチェックしてPDCAサイクルをうまくまわしていくかというのが、大きな課題。非常に分厚い総合計画で、一般の者は、本当に理解して、上手く展開できるのかという部分が引っかかる。より皆さんにわかりやすいものにして、より展開していけるなど、そういった内容になっていければ良い。</p>	<p>P63 6 総合的な施策の推進(4)進行管理及び見直しに記載していますが、ご意見を参考に、検討していきます。</p>
29	<p>市民の方々に広く知ってもらうために、もう少しソフトな、概要版のようなものを作成することも重要かと思う。</p>	<p>作成予定ですが、ご意見を参考に、検討していきます。</p>

当日資料 1

人権総合計画(案)に対する意見集約・検討結果(R3 第2回人権擁護審議会)

当日資料2

人権総合計画(案)に対する意見集約・検討結果(R3 第2回同和对策審議会)

意見者	意見内容	検討結果・対応方法
同和对策審議会	1 ネットに全国の主な部落の同和地区の地名も名前も挙がってきている。湖南省も例外ではない。インターネットの鳥取ループの件は戦前の部落問題調査をコピーし拡散されている。地区の名前、主な苗字が載せられていることについてどうしたらいいか。どのように解決していったらいいか。実際にやっていくには膨大で難しいかもしれないが、きっちりしていかないといけないのではないか。一般的にはリテラシ-、啓発、そのとおり。具体的にそれをどうしていくのか。	P55「インターネットと人権」の取組の方向を指針として具体的な取組を各課等が実施していくことになります。
	2 27ページの8行目。8050問題は、ご存知ない市民も多くおられるので、ここを米印つけて説明があれば。	P4に8050問題について説明記載しています。P27は2回目の記載になります。
	3 市の職員は色々な面で意識し、意識の向上や知識を習得していただく必要が出てくる。市の内部で積極的な対応をいただけるという認識でよろしいでしょうか。	P19(コ)に示す取組の方向を指針として具体的な取り組みを各課等が実施していくことになります。
	4 起こった差別事象について何らかの形で活用することも必要。職員同士の知識の平準化など、こういう時にこういう対応が好ましいというような、意識の共有が非常に必要。知識を平準化し、次同じような事象があったら対応できるような体制を構築できるように。啓発をするや行為を図りますなど記載があるが、具体的な意識を持っていただいた上で策定に当たっていただきたい。	起こったことを次に生かすことは大変重要。集約をし、関係者の意見もいただきながら、次に活かせる体制づくりが必要。P19～20(コ)の取組を各課等が実施していくことになります。

当日資料2

人権総合計画(案)に対する意見集約・検討結果(R3 第2回同和対策審議会)

5	<p>47 ページ、市内企業においても、雇用を更新しない雇い止めが起きており、収入や今後の生活設計が不安定になりがちと書いている。小口資金の借りの割合が非常に高い。それだけ生活に困っているからだと思う。実際に派遣切りや雇い止めがある。今は、コロナ感染者が減少して、どう向いているかわからないが現実にはそういう問題があるから、なかなか市の体制としては難しいかもしれないが隣の甲賀市と協力しても良いと思う。企業などが呼びかけて、手を打っていかないといけないのではないか。</p>	<p>P48 2 で外国人市民の就労についてふれている。現在、「湖南省多文化共生推進プラン」の改定を行い、取組の検討を行っています。また「就労支援計画」といった個別計画に基づき取組を進めていきます。</p>
6	<p>2ページ2行目、市が人権教育啓発を総合的にとあるが、教育啓発だけではない。例えば福祉政策など様々な関連がある。支援施策など、どういう文言が良いかわからないが、これは教育啓発だけに特化したような総合計画の誤解を招く。人権に関わる社会的差別におかれた社会的弱者というのは、福祉施策など様々な施策とリンクするわけだからこの文言は支援施策、支援制度と言うのかわからないが、そういうものを入れてほしい。</p>	<p>P2(2)計画の性格に文言を追加しました。</p>
7	<p>地域総合センターに関わって、様々な偏見で、隣保館は同和地区の建物というイメージがある。社会福祉法に基づいての隣保館制度なので外国籍の方の支援であっても問題はない。廃止という後退的な流れが多いが、水戸の実態から考えると、広域隣保制度を活用する、貸与して活用することにハードルは高いかもしれないが、隣保館に偏見を持っておられる方も隣保館の必要さ、大切さの認識を新たにされるかもしれない。新たに課題があるところは建てて活用する方向でという方向性もあるので、広域隣保として再構築して必要な方に支援を継続してほしい。障害者、高齢者、子どもたちの支援施設として活用を考えていただきたい。</p> <p>移動隣保館の件、各まちづくりセンターで行っている他県の地域では各地域出て行って、行っている。隣保館のあるところだけということが解消される。妬みや逆差別など。</p>	<p>現在ある社会資源を活用し、今まで隣保館が培ってきた支援の方策をいろいろなところで活かしていくことは大切なこと。計画に基づく具体的な施策を考えていく中で検討していきます。</p>
8	<p>38ページの児童館活動。移動児童館制度を活用し、3分の2ほど補助があると思う。耐震も補助する制度がある。三雲だけが、今児童館があるが、公平性が担保できない。移動児童館制度を</p>	<p>制度の活用については、計画に基づく今後の検討課題とさせていただきます。子どもに</p>

当日資料2

人権総合計画(案)に対する意見集約・検討結果(R3 第2回同和対策審議会)

	<p>積極的に活用すべきであると意見を言っていた。ある社会資源は最大限に活用しながら、それを湖南省全域で公平性にできるだけ担保を取れるような取組を構築していくということを審議会で議論していくことが大切なこと。</p>	<p>ついでの具体的施策については、「湖南省子ども子育て支援事業計画」にも記載していません。</p>
9	<p>事前登録型本人通知制度ができていると思う。そのことが触れられていない。そういった事件の経過があって、こういう制度が湖南省でもできているということを入れてもらえると、登録者数も増えてくるのではないか。</p>	<p>P58(11)個人情報の保護の「取組の方向」に記載しました。</p>

パブリックコメント

人権擁護審議会用(案)

湖南省人権総合計画(案)

「湖南省人権総合計画(案)」にかかるパブリックコメント手続きの結果、寄せられたご意見やご提案とそれに対する考え方をお知らせします。

ご意見をお寄せいただき、ありがとうございました。

1 意見募集期間 令和3年10月1日(金)から令和3年10月29日(金)

2 意見の件数 22件(6名)

[内訳]

- (1) 原案を修正するもの・・・2件
- (2) 原案には反映できないもの・・・13件
- (3) 既に原案に記載済みのもの・・・2件
- (4) その他・・・5件

湖南省人権総合計画(案)

		意見・提案など	市の考え方
1	1.計画の趣旨に関すること	P1 5行目 「湖南省人権尊重都市宣言」を行いの後に、「日本国憲法と世界人権宣言の理念にもとづき」を挿入する。	(2) 原案には反映しない 提案いただきました文章は、「湖南省のあらゆる差別撤廃と人権擁護を目指す条例」の前文に明記されています。計画には本条例を参考資料として掲載することから、改めて文言を付け加えることはいたしません。
2		P2 2行目 責務として、の後に、「湖南省に存在するあらゆる差別の撤廃と人権の擁護をめざし、」を挿入する。	(2) 原案には反映しない。 市では、「湖南省のあらゆる差別撤廃と人権擁護を目指す条例」を制定し取組を進めていることが p.1にある計画策定の趣旨でも明らかなことから、改めて文言を付け加えることはいたしません。

当日資料3 パブリックコメント

<p>3</p>	<p>2.現状と課題</p>	<p>P4 8行目 その背景には、の後に、「問題に対しての無関心、無知、不十分な理解を原因とする」を挿入する。</p>	<p>(2) 原案には反映しない。 ご指摘のとおり、「問題に対しての無関心、無知、不十分な理解」は差別問題の解消を妨げる一因であり、そのことから教育・啓発は必要です。ただ、忌避意識、排除意識には他の要因(不安、世間の目を気にするなど)もあると考えられることから、改めて文言を付け加えることはいたしません。</p>
<p>4</p>		<p>人権は「分野別」のみではないこと 本案の p.5 には、市民が「他者の権利と自己の権利の意識にずれが生じている」との記述があり、「自己の権利に無自覚」であることの可能性が指摘されています。この部分に関して以下の提案をします。 本案の「分野別施策」のセクションでは、以下の「分野」が示されています。つまり、部落差別、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、感染症・患者、性の多様性、インターネット、災害、個人情報、さまざまな人権(独自の歴史・文化を持つ人々、刑を終えた人、犯罪被害者とその家族、ホームレス、北朝鮮当局による拉致被害者、人身取引、東日本大震災に起因する差別)といった事項が列挙されています。これらは確かに人権の保障を実現する上で考慮すべき重要な事項だと考えます。 また、本案 p.7 には人権感覚を磨く際に「社会的に弱い立場」の人との相互理解が重要だと記されています。確かに社会的に弱い立場の方々にとって人権が非常に大きな役割を果たすと考えます。 他方で、これら「のみ」が人権のあり方ではありません。本案の p.3 にもあるとおり、日本国憲法・国際人権規約等の根本的な法規範によって規定され、また、その後も民主的なプロセスと司法の作用によって諸々の「新しい人権」も認められるに至っています。 本案の「分野別施策」にあるような状況に該当</p>	<p>(1) 原案を修正する。 ご指摘のとおり、人権は「分野別施策」として掲載したもののみではありません。「分野別施策」については、法務省の「主な人権課題」や、「滋賀県人権施策推進計画」の「重要課題」を参考に作成していることから、表記を「主な人権課題への分野別施策」とすることを検討します。 (2) 原案には反映しない。 また、p.5-6 の市民実態調査(2019 年実施)に見られる現状と課題については、調査結果のまとめを要約したものであることから、改めて文言を付け加えることはいたしません。</p>

当日資料3 パブリックコメント

	<p>しない人は、特段に人権が認められない、というわけではありません。これらの「分野別施策」を強調してしまうと、それと特段関係ない市民は「自分の権利」に無自覚になりえるでしょう。そこで、こうした「分野別施策」と関係がなくても、どの人にも人権は権利として認められているのだという点を、p.5 をはじめとする計画の各所で強調することを提案します。</p>	
5	<p>政治行政にかかわる権利</p> <p>本案の p.5 には、市民が「他者の権利と自己の権利の意識にずれが生じている」との記述があり、「自己の権利に無自覚」であることの可能性が指摘されています。この部分に関して以下の提案をします。</p> <p>本案の「分野別施策」のセクションでは、諸分野の施策の計画が示されています。これらは重要なものです。他方で、これらだけが重要な人権ではありません。</p> <p>とりわけ、行政の計画であるからには、一般市民の、「政治行政に関して知る権利」と、「政治行政に参画する権利」について、対応が求められます。</p> <p>湖南市においては、例えば、情報公開請求に対して実際には理由がないのにいい加減な理由をつけて部分公開としたり（これは社会福祉課の所管で生じ、その後審査請求により撤回されました）、市民からの政策形成に関する質問への回答を拒んだり（これは社会福祉課の所管で生じました）、一般市民が審議会に参加して市職員の対応の違法性について質問すると「有力者」と言える市民が質問を妨害したり（これは障がい者支援に関する計画策定委員会で生じました）するなど、一般市民の「政治行政に関して知る権利」と「政治行政に参画する権利」は十分に保障されていません。</p> <p>このような背景から、本計画の「分野別施策」として、一般市民の、「政治行政に関して知る権利</p>	<p>(2) 原案には反映しない。</p> <p>ご指摘のとおり、「分野別施策」に記載しているもの以外にも大切な人権はあります。「分野別施策」については、法務省の「主な人権課題」や、「滋賀県人権施策推進計画」の「重要課題」を参考に作成しています。表記を「主な人権課題への分野別施策」とすることを検討することから、「政治行政に関わる権利」については、改めて文言を付け加えることはいたしません。</p>

当日資料3 パブリックコメント

	<p>利」と、「政治行政に参画する権利」について、保障することを明記し、実際に計画的によりよい権利の実現に向けて取り組むことを提案します。</p>	
6	<p>「わがまま」との批判への反論</p> <p>本案の p.5 には、市民が「他者の権利と自己の権利の意識にずれが生じている」との記述があり、「自己の権利に無自覚」であることの可能性が指摘されています。この部分に関して以下の提案をします。</p> <p>市民が自分の権利に自覚的になれない理由の1つは、権利を主張することが「わがまま」だと他者から批判されるのを恐れるからだと思います。そうではなく、権利とは誰もが有するものであり、その主張は正当なものであり、仮にその主張が他の権利と衝突する場合には、その調整が図られることになるだけで、主張すること自体が悪ではないのだ、ということが市民に浸透すればよいと考えます。おそらくはこれと類似する考えが、p.6 に記されていると思われます。</p> <p>しかし湖南省市においては、主張することそれ自体が悪だと見なされがちです。湖南省の審議会においても、一般市民の要望に対して「有力者」と言える市民は「何でもかんでも入れてもらおうとするのはよくない」などと言っていました（これは障がい者支援に関する計画策定委員会で生じました）。会議出席者の権利として、意見を述べて主張することすら、妨げられるのが湖南省の現状です。</p> <p>以上の背景から、権利を主張することが「わがまま」だという批判は誤っているという旨を、p.5 から p.6 の付近に追記することを提案します。</p>	<p>(2) 原案には反映しない。</p> <p>権利の主張が「わがまま」と非難されることもあります。主張した人がいたことで、反発や議論、対話や納得を経て社会の価値感や認識が変化し、権利として認められるようになることもあります。</p> <p>p.6 には、さまざまな背景や立場があることを理解し、自身の権利とともに他者の権利も尊重し、市民が豊かに関わりあうことが大切との分析を記載していること、また、p.5-6 の市民実態調査（2019年実施）に見られる現状と課題については、調査結果のまとめを要約したものであることから、改めて文言を付け加えることはいたしません。</p>

当日資料3 パブリックコメント

7		<p>普遍的な権利の行使の実例</p> <p>本案の p.5 には、市民が「他者の権利と自己の権利の意識にずれが生じている」との記述があり、「自己の権利に無自覚」であることの可能性が指摘されています。この部分に関して以下の提案をします。</p> <p>私は 2020 年に滋賀県の図書館協議会交流会に参加しました。そこで講師の方から、図書館に図書を要求することは国際人権規約などに基盤を置く正当なる権利である、という旨をお聞きしました。これを受けて私は、県立図書館に直接に、あるいは湖南市立図書館を通じて、しばしば図書をリクエストしております。この際いずれの図書館も、外国語書籍も含めて、極めて広範にリクエストに応じてくださっています。これが権利の行使です。</p> <p>こういった事例によって、本当に誰もが権利を享受しており、そして行使できるのだ、ということを理解できるのではないかと考えます。こういった事例を可能な限り、本案 p.5 の付近か、新しい項を設けるなどして、記載することを提案します。</p>	<p>(2) 原案には反映しない。</p> <p>図書館のリクエスト制度については、市民の知る権利を保障するための図書館のシステムのひとつとして別途周知を図っているところです。</p> <p>本計画策定の趣旨は、人権課題解決に向けた施策推進の指針を明示していることから、改めて文言を付け加えることはいたしません。</p>
8	4 .重点 施策と 取組の 方向	<p>P13 13 行目</p> <p>発達段階に応じての後に、「すべての児童生徒に対する人権教育の機会の均等、教育内容の均質を原則にして」を挿入する。</p>	<p>(2) 原案には反映しない。</p> <p>ご指摘のとおり、人権教育は、すべての児童生徒に等しく行われるべきものであり、教育内容は一定のレベルで行われることが重要ですが、教育現場において地域の実態に合わせて創意工夫・充実させていくものであると考えられることから、改めて文言を付け加えることはいたしません。</p>
9		<p>P13 19 行目</p> <p>本文では、いじめ、虐待……によって自尊感情の低い児童生徒も見えると読めるが、分かりづらいと思う。この部分はもう少し説明が必要ではないか。</p>	<p>(1) 原案を修正する</p> <p>分かりづらさを解消するため、「しかし、一方で自尊感情が低い児童生徒も見られ、その背景にはいじめや虐待、生活習慣の乱れや家庭学習の未定着による学力不足などがあると考えられます。」と文章を組み替え</p>

当日資料3 パブリックコメント

			ることを検討します。
10	<p>「変な人」への偏見</p> <p>本案の p.14 に、人権教育の中で「日常に潜むマイクロアグレッション」「アンコンシャスバイアス」への気づきを促す旨の記述があります。この取り組みの方向性は高く評価されるべきだと考えます。</p> <p>他方で、こうした「ささいな・無意識の差別・偏見」の対象にはどのような人も当てはまりうる、という点に注意が必要です。私はよく「変な人」「非常識な人」というレッテルを貼られ不利に扱われますが、それは他の人がしない行動様式を持っているからというだけ（例えばジャージで普段過ごしているとか、仕事の内容を話さないなど）の理由であって、単なる差別・偏見です。そしてこの場合に「変な人」「非常識な人」だとして奇異の目で見て不利に扱うということこそは「ささいな・無意識の差別・偏見」に該当します。</p> <p>このように、「日常に潜むマイクロアグレッション」「アンコンシャスバイアス」の対象は本来多様であることを、本案 p.14 が関係する部分に明記することを提案します。</p>	<p>(2) 原案には反映しない。</p> <p>「マイクロアグレッション」「アンコンシャスバイアス」は誰にもあると思われることから、「日常に潜む」という文言で表現しています。そのことに気づくことが多様性に寛容な社会につながると考えられることから、人権教育を通じて気づきを促していくという取組の方向を示しています。改めて文言を付け加えることはいたしません。</p>	
11	<p>たらい回しにしない相談窓口</p> <p>本案 p.27 以降に、湖南省で実施している相談窓口の利用者が多くないことが記載され、相談態勢を改善するような方向性が示されています。</p> <p>人権施策に限らず、公共政策に関係する事柄におおよそ当てはまると思いますが、公共団体に相談したい方々というのは、困っている方々であることが多く、すでに心を痛めて精神的につらい状況であることが想像されます。こうした方々にとって、相談した場合に「たらい回し」が生じると、余計に心理的なダメージを受けてしまうことが</p>	<p>(3) 原案に記載済み。</p> <p>ご指摘のとおり、相談者が「たらい回し」にされていると感じる窓口対応にならないようにすることは大切です。</p> <p>p.28 の(ノ)の2点目に、「市民の立場に立った人権相談窓口と相談体制の充実を図ります。」と記載し、よりよい相談体制の整備に向けて検討していく姿勢を示していることから、改めて文言を追加することはいたしません。</p>	

当日資料3 パブリックコメント

	<p>あるでしょう。なぜなら、「あ、それは対応できないんで。(ここでは)」という、半ば「突き放した」ようなメッセージを受け取ってしまうからです。</p> <p>そこで、人権施策に限らず、湖南省としての相談窓口を(縦割りにならないように)一本化し、その総合窓口ですべてを受け止め、必要なら各部署の職員と「一緒に」総合窓口職員が対応する、という態勢をとることを提案します。これは何も夢想ではなく、実際に一部の公共の組織で用いられている方式です。私が経験した中で最も適切な態勢をとっているのは京都府立医科大学附属病院の患者相談窓口です。参考になさってください。</p> <p>このような背景から、人権施策に限らない市の相談窓口の一本化と、相談者を「たらい回し」にしないこと、そしてそれをアピールすることで困っている方々の相談につなげるという取り組みを、本案 p.27 以降に明記することを提案します。</p>	
12	<p>湖南省の計画に関する情報がわからない</p> <p>本案の p.43 には、障がいのある方への施策として、「市民一人ひとりの意識と行動において、人権の尊重を徹底し」ていく重要性が記されています。また、2021 年に「第三次湖南省障がい者の支援に関する基本計画」を策定し、これをもとに施策の展開を図る旨が記されています。</p> <p>これらの点について、湖南省の取り組みが不十分であることを指摘せざるをえません。まず上記の「第三次湖南省障がい者の支援に関する基本計画」の策定にあたり、会議内で出された一般市民の意見を公表しないようにするなどの対応が見られ、会議が極めて閉鎖的であることが示されました。これでは、「市民一人ひとり」が理解して自分ごととして障がい者の方の人権を考えていくことは困難です。また、「第三次湖南省障がい者の支援に関する基本計画」について本案で言及されており、これが施策のもととなることが書か</p>	<p>(2) 原案には反映しない。</p> <p>ご指摘の通り、施策の形成過程の透明性を高めることや、計画を市民にわかりやすいように知らせることが、市民の理解と協力を得ることにつながると考えます。</p> <p>現在、審議会の会議録や計画の公表を市ホームページ等で行っているところです。市のホームページの検索のしやすさや公開の迅速性など課題については改善する必要があるものの、このことは障がい者施策に特化したことではないと考えられることから、改めて文言を追加することはいたしません。</p>

当日資料3 パブリックコメント

	<p>れているものの、この計画は、ウェブサイトにも見当たらず（少なくともすぐに見つかりません）、市立図書館にも所蔵されておりません。すなわち湖南省は、同基本計画を市民に知らせるつもりがありません。これでは「市民一人ひとりの意識と行動において、人権の尊重を徹底し」ていく基盤がありません。市が独善的に施策を進めようとしているように見えます。</p> <p>そこで、湖南省の障がい者施策の形成過程の透明性を高め、関係する計画を市民にわかりやすいように知らせ、市民の理解と協力を得る態勢をつくっていく旨を、本案 p.43 付近に明記することを提案します。</p>	
13	<p>車を持たない人の権利</p> <p>本案の pp.40-41 には、高齢者の方が住み慣れた地域で安全に快適に暮らさずにつけるよう、取り組んでいく旨が記されています。また、本案 pp.50-51 には疾患に関する差別について述べられています。これらに関連することですが、高齢者の方などに限らない事柄を以下で述べます。</p> <p>先日私は、外国籍の友人の体調が悪かったため、湖南省にある診療所に連れて行きました。診療所は友人が COVID-19 に罹患していることを疑い、夜に発熱外来に来るように告げました。再度、夜間に友人とその診療所に行きましたが、中には入れず、しばらく待っているように告げられました。この間、15～20 分程度、私たちは寒い屋外で待ちました。ようやく診療所に入れたのちに、外が寒かったので体調が悪化しそうだと伝えると、診療所の方は「あ、車じゃなかったんですか」という旨をおっしゃいました。（なお、この友人は診療所の扱いを不当だと感じ、外国人差別を疑っています。）</p> <p>このように、湖南省においては、車を持っていることが当然であるかのように諸所で扱われ、車を所持していない人に著しい不利が生じております。高齢者の方に限らず、車を持っていない</p>	<p>(2) 原案には反映しない。</p> <p>ご指摘の点につきましては、制度や窓口対応の改善により取組ができると考えられます。市では、車を運転できない不便さの解消に向けて、コミュニティバスの運行補助や高齢者に対する無料乗車券の発行、デマンド交通の検討なども行っているところです。</p> <p>様々な事情により車（運転免許）を持たない選択をせざるをえないかたもおられますが、車を持つ・持たないは個人の自由でもあり、それは車に限ったことではないことから、改めて文言を追加することはいたしません。</p>

当日資料3 パブリックコメント

	<p>方々も多くいます。車を持つことは義務ではありません。車を持つ人に依存する義務もありません。車を持っていなくても健康に過ごす権利が誰にでもあります。</p> <p>そこで、まずは本案の pp.40-41 付近に、高齢者の方について、車を持っていないことが不利にならないような取り組みを進める旨を記し、また本案 pp.50-51 付近に、車の有無にかかわらず医療機関から適切な対処を受ける権利があることを記した上で、「さまざま人権の尊重」の項などで、改めて、車を持たない権利の保障と、これが実現するような取り組みを記すことを提案します。</p>	
14	<p>事案の公表</p> <p>本案 pp.18-20 や p.28 などには、行政の職員などが率先して人権について理解を深めるべきことが記されています。こうした取り組みは真に期待されるどころです。さらに、p.18 には「これまでの差別事件を教訓として実践的な研修も必要」とあります。この記述がなされることも高く評価されるべきだと考えます。</p> <p>他方でこれらに加えて、差別事案やそれに類する事案について、特に公共セクターが関わるものについて、積極的に公表することが、同種事案を防止するために極めて有効です。この際、もし差別された方の同意が得られるならば、特段に差別した者を責めるよりも、この例を教訓として生かすことができるという、良い方向での意味づけをすると、その事案を生かしやすいと考えます。人は誰もが過ちを犯すものですが、それを認められない(無謬神話)あるいは生かせない(頑迷)という態度は、人権状況を改善しません。</p> <p>そこで、本案 pp.18-20 付近などに、差別事案やそれに類する事案の公表に努める旨を記すことを提案します。</p>	<p>(2) 原案には反映しない。</p> <p>市では差別事案の発生を確認した際には関係機関や団体等と内容を共有したうえで対応しており、啓発や教育に生かす方策の検討等も行っておりますが、公表につきましては慎重さが求められます。改めて文言を追加することはいたしません。</p>

当日資料3 パブリックコメント

<p>15</p>	<p>「関係団体」の監督</p> <p>本案 pp.21-22 には、湖南省の関係団体に関する記述があります。この点について述べます。</p> <p>他の自治体でも同様ですが、湖南省も、市の施策の多くにおいて、実際の運営を、非公務員からなる外部の団体に委ねています。市の職員であれば、サービスに関する規則などがかかり、公共サービスを提供するにふさわしい人権上の理解・行動を期待することができます。他方で、非公務員からなる団体においては、特段にその業務に関して十分な規律があるわけではありません。ここから、「市民は公共サービスを受けられると考えて、それにふさわしい職員がいて、『団体』の人間と接触するが、そこで人権上問題のある対応をされ、公共サービス全体への不信感と恐怖心を抱く」ということが生じますし、実際に私はこれを経験しました。</p> <p>人権保障の観点からも、より広く市民に対する公共サービスの質の確保のためにも、市が施策を「外注」する際には、当該団体構成員のサービスについて、公務員と同等に、不適切である場合のペナルティを明確化する必要があります。また、それを受け入れられない団体に「外注」をすべきではなく、これによって「外注」できる先となる団体がなくなるようなら、増税してでも市が直接サービスを供給しなければなりません。(もとより、市場原理で高質化されえない業務を「外注」すべきではありません。)</p> <p>そこで本案 pp.21-22 付近に、市が施策を「外注」する際には、当該団体構成員のサービスについて、公務員と同等に、不適切である場合のペナルティを明確化する旨を、明記することを提案します。</p>	<p>(2) 原案には反映しない。</p> <p>ご指摘いただいた「外注」としては、業務委託、指定管理委託などがありますが、業務の履行に関して不適切である場合のペナルティについては、制度のなかで行われていると認識しています。</p> <p>また、財政援助団体や、公共施設を定期的に利用している団体等に対しては、人権研修を義務付けるなどして、人権に配慮して活動を行うことができるような取組を進めています。</p> <p>p.21 の(セ)の2点目に「市民活動のグループが、人権の視点を持ち、人権に配慮した活動を行うことができるよう、学習機会の提供等の支援を行い」と記載していることから、改めて文言を追加することはいたしません。</p>
<p>16</p>	<p>「関係団体」の監督</p> <p>本案の最後に、今後の人権総合計画の見直しの際の方針を記述することを提案します。以下の点が必要です。</p> <p>このたびのパブリックコメント制度による意見募集において、ウェブサイトで入手可能だった</p>	<p>(4) その他</p> <p>パブリックコメントの意見募集について、意見提出様式に Word 形式のファイルの添付がなかったこと、意見募集の方法について説明が不十分であったことについては、お詫び申し上げます。</p>

当日資料3 パブリックコメント

	<p>様式は、PDF ファイルに限られ、他の意見募集の際には存在した Word 形式のファイルはありませんでした。これでは、例えば自力で文字を書くことができず、音声入力システムを用いて入力したいという方にとっては、意見提出の際の大きな障壁となってしまいます。これは政治行政に意見を述べるための人権の保障を危うくします。</p> <p>なお、意見を「メールの本文に書けばよいのだ」という場合には、その旨を意見募集の際に明記すべきだと思われます。</p> <p>今後の人権総合計画の見直しの際には、パブリックコメントの際に、現状よりもさらに多様なツール・方法での意見提出を可能にするべく検討する旨を、明記することを提案します。</p>	<p>このことについては、パブリックコメント制度の運用にかかる技術的なご提案であると受け止めます。</p>
17	<p>P 5 8 15 行目</p> <p>令和 3 年（2021 年）5 月に成立したデジタル関連法により自治体の個人情報保護の取り組みが段階的に大きく変わると言われている。それはデジタル化によって個人情報の利活用の推進を目的に、現行の自治体が有する個人情報保護条例と個人情報保護 3 法（個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法）を一元化するものと言われている。この個人情報保護のしくみの大きな変化を踏まえ、その場合でも個人情報保護においては、市としてこれまでのように住民のプライバシーや自己情報コントロール権などにもとづく住民本位の視点を引き続き重視する旨の記述が必要ではないか。</p>	<p>（3）原案に記載済み</p> <p>個人情報の保護については、分野別施策のなかで「行政はより一層個人情報の適切な管理に努める」と明記していることから、改めて文言を追加することはいたしません。</p>
18	<p>P 6 3 5 行目</p> <p>地域社会で福祉の充実や人権啓発と住民交流の拠点である地域総合センターの役割を見直し、これまでの活動をも生かすために、同センターを地域における人権関連施策の総合的かつ効果的に推進するための施設と位置付けることはできないのだろうか。故に、5 行目の「活用し、」の後に「地域総合センターを中核として、」を挿入する。</p>	<p>（2）原案には反映しない。</p> <p>ご意見のとおり、地域総合センターは地域における人権関連施策を総合的かつ効果的に推進する役割も果たしうる施設です。</p> <p>ただ、庁内における推進体制としては、市長を本部長とする組織を中核とすべきと考えていることから、改めて文言を追加することはいたしません。</p>

当日資料3 パブリックコメント

<p>19 20 21 22</p>	<p>法務省の人権課題(17項目)であげられた対象者の人権侵害を受けたことについて2021年版人権教育・啓発白書において報告されている。</p> <p>人権侵害を受けた多くの人たちは、特に福祉制度の支援対象者になっている実態にある。</p> <p>さまざまな課題解決に向けた取り組みを人権部署と福祉部署とが表裏一体の関係の中で、当事者への支援を実行・実施することによって有効的または効果的に成果があげられるとともに、ワンストップサービスという成果もあげられるものと確信する。</p> <p>したがって、人権部署と地域総合センター(隣保館)部署とが一体となる福祉部局体制の確立をするよう要請する。</p>	<p>(4)その他</p> <p>ご指摘のとおり、人権と福祉の関係は密接であり、現在も地域総合センターは人権部署(総務部市民生活局人権擁護課)の所属ではありますが、社会福祉法に基づく施設として福祉部局と連携し運営を行っているところです。いかなる部署にあっても、「生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う」という地域総合センターの設置目的は変わりません。</p> <p>計画においては、市部局体制に言及していないことから、要望として受け止めさせていただきます。</p>
--------------------------------	---	--

当日資料 4

令和3年(2021年)11月15日

湖南省長 生田邦夫 様

湖南省人権擁護審議会
会長 井上明保

湖南省人権総合計画(案)の策定について(答申)(案)

令和2年(2020年)8月28日付湖人第104号で諮問のありました湖南省の人権に関する総合計画(案)の策定について、当審議会により慎重に審議した結果、別紙のとおり答申します。

なお、本審議会の審議過程で各委員から出された意見や答申内容に十分配慮され、計画の基本理念である「市民一人ひとりが人権感覚を高め、お互いを認め合う人権尊重のまちづくり」の実現に向け、本計画(案)を着実に推進されるよう求めます。

当日資料 4

(別紙)

「人権擁護総合計画」「同和対策基本計画」「人権教育推進計画」「人権・同和福祉計画」を統合した本計画(案)の策定にあたっては、幅広い分野にまたがることから、本審議会では3つの専門部会(部落差別問題部会、人権教育部会、人権と福祉部会)での討議を含め、1年3ヶ月をかけて審議を行ってきた。4つの計画を一元化できたことは大変意義深いものと総括しつつ、次の内容について意見として申し添えます。

- (1) 基本理念に基づく3つの方向性(「はぐくむ」「つくる」「まもる」と基本目標として掲げた4つのめざす姿(「豊かなつながりと人権感覚をはぐくむまちづくり」「差別や偏見のない、包摂と多様性を尊重した共生のまちづくり」「協働による人権尊重のまちづくり」「だれ一人取り残さないまちづくり」)を念頭に置いて市政にあたるとともに、相談・支援体制については可能な限り市内全域に広がるよう努めること。
また、各部署においては、5つの重点施策と取組の方向および12の主な人権課題に関する分野別施策に基づき取組を進めること。
- (2) 本計画施策の進行管理について、行政内部において施策および取組の実施状況を把握するとともに人権擁護審議会へも報告を行い、社会情勢の変化等も踏まえ、必要に応じて計画を見直していくこと。また、地域の実情の変化を察知するためにも市民の声に耳を傾け、財政状況を勘案しつつも長期的な視点により、柔軟に事業の軌道修正を行うこと。
- (3) 「教育」「人権」「福祉」がより有機的につながる体制を構築するとともに、市民や事業者、地域、関係機関・団体等と協働・連携し、4つのめざす姿を実現すべく本計画に基づく施策を実行すること。

